

令和3年度
個人住民税検討会報告書

令和4年3月

総務省自治税務局市町村税課

令和3年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いし 石	だ 田	かず 和	ゆき 之	関西大学商学部教授	
いた 板	ばし 橋	まさ 正	あき 明	座間市企画財政部市民税課長	
お 小	ばた 畑	よし 良	はる 晴	日本経済団体連合会経済基盤本部長	
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
さい 齊	とう 藤	ゆ 由	り 里	え 恵	中京大学経済学部准教授
さか 坂	まき 巻	あや 綾	み 望	岡山商科大学法学部准教授	
しし 宍	ど 戸	くに 邦	ひさ 久	新潟大学経済科学部教授	
はやし 林	ひろ 宏	あき 昭	(座 長)	関西大学経済学部教授	
ひがし 東	だ 田	あき 晃	ひろ 拓	地方税共同機構事務局長	
ひら 平	い 井	たか 貴	あき 昭	日本税理士会連合会調査研究部長	
ふち 渕	けい 圭	ご 吾		神戸大学大学院法学研究科教授	
やま 山	うち 内	きよ 清	ゆき 行	日本商工会議所産業政策第一部長	
よし 吉	もと 本	たか 高	ひろ 宏	石川県津幡町町民生活部税務課長	
わた 渡	なべ 邊	かつ 勝	あき 明	横浜市財政局主税部税務課長	

検討経過

- 令和3年8月 2日 第1回
- ・これまでの個人住民税の主な改正について
- 8月30日 第2回
- ・個人住民税における検討項目等について※
- 9月28日 第3回
- ・個人住民税の現年課税化について
 - ・金融所得課税について
 - ・公的年金等控除における合計所得金額について

※ 委員等からの発表があったもの

目 次

第1	個人住民税のあり方について	1
1	検討の背景	3
2	均等割	3
3	金融所得課税	5
4	ふるさと納税制度	9
5	県費負担教職員制度の見直しに係る税源移譲	12
6	その他	14
7	まとめ	15
第2	個人住民税の現年課税化	17
1	個人住民税の現年課税化に係るこれまでの議論	19
2	本検討会における議論	21
3	今後の検討について	22
第3	公的年金等控除における合計所得金額について	25
1	公的年金等控除の現行制度の概要	27
2	本検討会における議論	28
3	まとめ	29
(参考)		
第1	個人住民税の今後のあり方についての資料	31
第2	個人住民税の現年課税化に関する資料	87
第3	公的年金等控除における合計所得金額に関する資料	93

第1 個人住民税のあり方について

第1 個人住民税のあり方について

1 検討の背景

地方税制については、平成の30年間を通して、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて一連の抜本的税制改革を行ってきたところであり、その中で、個人住民税についても、平成19年度の3兆円の税源移譲・10%比例税率化にみられるような抜本的な改革が行われてきたところである。個人所得課税については、近年も、経済社会の構造変化を踏まえ、働き方やライフコースの多様化等への対応として、平成29年度改正における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、平成30年度改正における給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への10万円振り替え、令和2年度改正における未婚のひとり親に対する税制上の措置等が行われてきており、現在も、政府税制調査会において、引き続き、これらの観点から議論がなされることとされている。

このように、平成の30年間を通じた諸改正や近年における個人所得課税の議論を踏まえ、個人住民税の今後の目指すべき中長期的なあるべき姿や大きな方向性を改めて議論する必要があるところである。

個人住民税は、地域住民がその能力に応じ広く負担を分任するという「地域社会の会費的性格」を有するとともに、その税収は地方税収全体の3割を超える基幹税であることから、地方団体が提供する行政サービスの充実等のための財源確保の面において重要な役割を担っているところである。個人住民税のこのような役割・性格を踏まえつつ、令和3年度個人住民税検討会においては、平成以降の地方税制の抜本的な改革を振り返り、個人住民税のあり方等について検討を行ったものである。検討に当たっては、以下のとおり項目毎に意見交換を行うとともに、石田委員及び齊藤委員から論点の提示もいただいている。以下では、その内容もあわせて紹介するものである。

2 均等割

(1) 概要

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担するという性格を持っているが、この中において、均等割は、非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるものであり、特にこの「地域社会の会費的性格」を最も有しているものである。

均等割の標準税率は、現在、市町村民税3,000円、道府県民税1,000円とされているが、平成26年度から令和5年度までの間については、東日本大震災からの復興を図ることを目的として地方団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するために、市町村民税及び道府県民税がそれぞれ500円ずつ引き上げられている。

均等割の税率について、過去の経緯をみると、昭和25年度の標準税率は400

円から 800 円まで（人口規模に応じて三段階）、その後、税率は順次引上げられ、平成 8 年度には 2,000 円から 3,000 円まで（人口規模に応じて三段階）とされていた。その後、平成 10 年度には制限税率が撤廃、平成 16 年度には人口要件が撤廃され、人口規模にかかわらず、個人住民税均等割の税率が一律に市町村民税は 3,000 円、道府県民は 1,000 円とされ合計 4,000 円の標準税率とされた。それ以降、均等割の税率の引き上げはなされていないところである。

なお、令和 6 年度以降、個人住民税均等割の枠組みを活用して、年 1,000 円の森林環境税（国税）が新たに課税されることとされている。

本検討会においては、これらの経緯や、過去に行われた見直しの議論等を紹介しつつ、自由に意見交換を行った。

(2) 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(均等割の引き上げ)

- ・ 復興税の 1,000 円が終了する代わりに、国税として森林環境税の 1,000 円を新たに設けることとされたが、このようなタイミングで、均等割の引き上げを議論する可能性について、どのように考えるか。
- ・ 大きな金額ではない中で、将来的な展望として、仮に均等割の役割をもう少し広くしていくときに、住んでいる自治体の生活に必要なコストに応じた税制にするなど、自治体によって標準税率を設定することはあり得るのか。
- ・ 個人住民税を地域社会の会費という形で捉えれば、上げる方向で検討するということが良いと思うが、逆進性の問題もあるため、非課税世帯への配慮は必要
- ・ 地方財政を考える時には、個人住民税や固定資産税のような偏在性の少ない税制が重要であることから、均等割の引き上げについても、再度検討して良いと思う。
- ・ 以前は、均等割を引き上げて、税の簡素化をするべきという話があったのではないか。
- ・ 平成 16 年度においては、市町村民税の均等割の税率が一律 3,000 円とされていたが、自治体の規模による差をなくしたというもので、均等割の増税ではないと考えている。均等割の引き上げはこれからの議論だと思うが、平均給与額が上がる状況になれば、議論がしやすくなるのではないか。
- ・ 所得税においては、給与所得控除や公的年金等控除により、課税ベースが狭くなるため、所得の再分配機能が低下しているといわれているが、個人住民税においても同じ構造になっている。このような状況を踏まえると、平成 16 年以降の平均給与額の推移から均等割を上げる必要はないと思うものの、均等割の引き上げについて検討する必要があるのではないか。

- ・ コロナ禍が長期化する中で、所得も伸びる環境にはなく、負担増による経済停滞も懸念される。

(森林環境税)

- ・ 現在も、森林環境の保全等を目的とした道府県の超過課税は続いており、森林環境税の使途が広がってしまっているのではないか。当該超過課税を続けることについては、住民への説明が必要であり、その効果について検証が必要。
- ・ 過去に道路特定財源で問題となったように納税者の目から見て不適切な支出がなされないように、森林環境税の使途が適切な目的に効果的・効率的に使われているかについては、使途の透明性確保を高めるとともに、厳しく定期的に監査をしていく必要がある。今後は、森林環境税における使途の効果的・効率的な報告体制及び監査体制のあり方についても検討を加えていく必要がある。
- ・ 既に道府県で超過課税が行われていたが、後から国が森林環境税を新たに創設した。地方税法の規定においては、国税と課税標準を同じくするものは新たに地方税とすることができないが、森林環境税は個人住民税に新たに上乘せされた税であるといえるのではないか。良い悪いは別としてこの様な仕組みをどう考えるか。
- ・ 森林環境の保全等を目的とした道府県の超過課税について、普通税として納められるものに目的を定めることは問題があるのではないか。遅くとも令和6年度に森林環境税の課税が始まるまでには、この様な超過課税は整理すべきではないか。
- ・ その他の超過課税は、財源不足を補う印象である。現在の形での森林環境税はやめてほしいと思うが、今後も必要ということであれば、社会環境変化に対応する使途、必要金額、効果、他の税との整理等、丁寧な説明が必要であると考える。

(家屋敷課税)

- ・ 法人税の均等割においては、例えば、A県B市に本社があり、A県C市に支店がある場合、A県に対してはA県分の均等割を1回支払うこととされている。一方、個人住民税の均等割においては、同様にA県B市に居住し、A県C市に事務所がある場合には、A県に道府県民税の均等割を2回支払うこととされており、これは二重課税が生じているといえるのではないか。
- ・ 指定都市が区を設けている場合、法人が指定都市内の二以上の区に事務所を有するとき、それぞれの区に均等割を納めることについても検討が必要ではないか。

3 金融所得課税

(1) 概要

金融所得とは、利子所得、配当所得及び株式等に係る譲渡所得等をいうものとされ、これらの所得に対する課税については、所得税と個人住民税が一体として制度設計されており、源泉徴収（特別徴収）により課税関係が完結する仕組みが設けられている。

我が国においては、平成16年6月「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」（政府税制調査会金融小委員会報告）を踏まえ、金融商品間の課税の中立性、簡素でわかりやすい税制、一般の個人投資家の投資利便性の向上などを目指す金融所得課税の一体化が進められてきた。具体的な内容としては、金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの2点である。経緯については(2)で詳述する。

金融所得課税については、高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡益等の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下していることが指摘されている。国税庁の資料によると、合計所得金額が1億円を超えると申告納税者の所得税負担率が低下することが確認されているところである。

なお、金融所得課税に関する個人住民税の課題として、令和2年度の個人住民税検討会においては、上場株式等の配当所得等の課税方式の選択についての検討が行われている。その報告書のまとめにおいて、「所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することにより、結果として、個人住民税だけでなく社会保険料等にも影響を及ぼしていることについては、公平性の観点から課題があるといえる。」「所得税と個人住民税とで所得を一致させる観点から、将来的には、課税方式を一致させる方向で見直しを行うことも考えられる。」とされたところである。

(2) 金融所得課税に係る過去の改正経緯

・平成13年秋及び平成14年度改正

株式譲渡益課税について、源泉分離課税選択課税制度が廃止され、平成15年1月1日から申告分離課税へ一本化することとされた。その上で、上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例の創設（所得税15%、個人住民税5%。なお、非上場株式等は所得税20%、個人住民税6%）、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の創設等がされた。また、平成14年度改正においては、特定口座制度の創設等がされている。

・平成15年度改正

従来の金融・証券税制に対し、個人投資家の間には、「新証券税制が複雑で分かりにくい」ということのほか、「税務当局に関わりたくない」という不満があり、政府内においても金融・証券税制について「貯蓄から投資へ」との課題への対応や簡素化が強く要請されていた。

こうした状況の中で、将来の利子、配当及び株式譲渡益に対する課税の一

体化を視野に入れ、金融商品間の中立性の確保と課税の簡素化が重要な政策課題となっていることから、上場株式等の配当及び上場株式等の譲渡益等について一律 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の源泉徴収のみで課税が完了する仕組み（申告不要）が導入された。さらに、個人投資家の積極的な市場参加を促す観点から、これらの所得について 10%（所得税 7%、個人住民税 3%）の優遇税率を適用することとされた。

- 平成 20 年度改正

個人投資家の投資リスクを軽減し、リスク資産への投資促進を図るためには損益通算範囲を拡大していくことが必要であるとの観点から、上場株式等に係る配当所得等の申告分離課税が創設された。

これにより、上場株式等に係る配当所得等について申告した場合、納税義務者の選択により、総合課税方式と申告分離課税方式のいずれかを選択することが出来ることとされた。

- 平成 25 年度改正

平成 26 年 1 月から所得税及び個人住民税をあわせて 20%の税率が適用されることを踏まえ、金融所得課税の一体化を拡充する観点から、公社債の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行うこととされた（平成 28 年から）。また、あわせて NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）が創設された。（なお、NISA については、その後もジュニア NISA や つみたて NISA の創設等の NISA の見直し・延長が順次行われている。）

- 平成 29 年度改正

上場株式等の配当所得等について、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することについて納税者及び市町村が判断に迷うケースがあったことから、異なる課税方式を選択できることを明確化するために、確定申告書を提出した後、住民税申告書を提出した場合における課税方式の決定等についての規定が整備された。

なお、この平成 29 年度改正後、納税義務者が上場株式等に係る配当所得等について、所得税及び個人住民税で異なる課税方式を選択する事例が見られるようになり、この点について令和 2 年度の個人住民税検討会において議論がなされているところである。

(3) 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(金融所得課税の一元化)

- 経済界としても一元化の促進は要望している。デリバティブを含む金融所

得課税のさらなる一元化については、短期的に課題となってくるものと考えている。

- ・ 複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化という観点からも、中小・ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期待できる。

(金融所得課税の税負担の公平性)

- ・ 金融所得の一体課税について、所得が1億円を超えると実効税率が下がる状況があり、問題視している。多額の株式譲渡所得を得た場合などには、個人住民税の税率を上げることが検討すべきではないか。
- ・ 一般的には高所得者に課税すべきだという話がある一方、金融所得課税については、スタートアップ企業を増やす動きがある中で、その意欲を削いでしまうのではないかという議論がある。また、コロナ禍においても、株式市場自体はそれなりに株価が高いところで推移している中で、税率を上げると株式市場を冷え込ませるのではないかという懸念もある。
- ・ 経済界においては、税率を上げることによって金融資産が海外に逃げる恐れがあるため、税率を高くすべきではないと主張する声があるが、所得における税負担の割合について、高所得者においては低くなっているという状況は適正とはいえないのではないか。

(金融所得課税の税率)

- ・ 個人的に金融所得課税の税率は他国と比べて低過ぎるのではないかと思うが、金融所得の税率だけを一律に高くすべきではなく、他の所得への課税状況を踏まえる必要があることから、金融所得課税の累進税率化についての検討も必要ではないか。
- ・ 一律に税率を高くすることは、現在、申告不要を選択している多くの低所得者層に高い税率を課すことになる可能性があるため、丁寧に検討していく必要がある。
- ・ 金融所得に応じて累進税率化をする場合、源泉徴収で申告不要を選択した金融所得については、技術的にどのように紐づけをして課税することとなるのか。

(国と地方の税収配分)

- ・ 所得税と個人住民税の最低税率を比較して金融所得課税の税率についての議論を行うこともできるのではないか。また、税収の帰属地の問題について、本社所在地や所有者の住所地に帰属させると、偏在は起こってしまうのではないか。
- ・ 国と地方の税率については、現在は15対5とされているところではあるが、地方分権推進の観点から、12対8ということでも良いのではないか。

(課税方法、納税地)

- ・ 金融所得課税は、地方税としても位置づけられているので、国からの譲与税とすることに葛藤はある。譲与税とする場合においては、人口割とするのか、財政需要面を基礎とするのかという議論が生じるのではないか。マイナンバーカードの取得も広がっており、住所地課税もできるのではないか。
- ・ 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の税収とすることとしても良いのではないか。ただし、東京に集中することとなるため、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではないのかということを考えることが必要。

4 ふるさと納税制度

(1) ふるさと納税制度

① 概要

ふるさと納税は、税制上の寄附金税額控除を活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、寄附金額から2千円を差し引いた金額（一定の上限あり）を所得税及び個人住民税から軽減する仕組みである。

ふるさと納税については、平成20年度改正によって創設されて以降、平成23年度改正において寄附金控除の適用下限額の引下げ（5千円から2千円）、平成27年度改正において特例控除額の上限額の引上げ（個人住民税所得割の1割から2割）及びワンストップ特例制度の創設（ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続き）が行われるなど、制度の拡充が図られ、その規模が大きく拡大してきたところである。

その一方で、寄附に伴い地方団体から寄附者に対し送付される返礼品について、高額なものや金銭類似性の高いもの（商品券）が送付されるなど、返礼品を巡る地方団体間の過度な競争を問題視する声が聞かれるようになった。そのため、平成27年度以降、総務省から地方団体に対して、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付しないこと等を要請する総務大臣通知（技術的助言）が発出された。しかしながら、一部の地方団体において、過度な返礼品の送付が継続されるなど、制度への批判が一層高まり、ふるさと納税自体の存続が危ぶまれる事態となったことから、最終的には、令和元年度改正において、総務大臣が定める基準（募集適正基準、返礼割合3割以下基準及び地場産品基準）に適合する地方団体をふるさと納税の対象として総務大臣が指定する「ふるさと納税指定制度」が創設されたところである。

現在においては、この指定制度の下で、各地方団体がふるさと納税制度の適正な運用に努めているところである。

② 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(ふるさと納税の意義)

- ・ 今後更に増加していく中で、自治体間の税収の取り合いだけでなく、国と地方との関係についても考えておくべき論点があるのではないか。一方で、ふるさと納税は、コロナ禍や自然災害によって困っている方を助けるための寄附を行うという、これまで日本になかった文化を後押ししている良い面もある。
- ・ 熱海の土砂災害において義援金として活用されるなど、納税者にも新しい感覚が生まれたことは良いことであると思うが、ふるさと納税の用途については、再度考えることが必要ではないか。
- ・ 税額控除ではなく所得控除にするべきではないか。災害時の寄附は良いことだとは思いますが、義援金としてふるさと納税を行うことによって元々納めるべき税金から控除することには違和感を覚える。

(返礼品の課題)

- ・ 地場産品などが少ない地域や関東圏の市町村において、収入が見込みにくいことがあり、自治体によって不公平感があるように見えるため、今後のあり方を気にしている。
- ・ 返礼品目当てのふるさと納税の課題は引き続きあるが、指定制度になったことで一定程度改善されていると思う。
- ・ 返礼品の調達費用部分は収入にはならず、納税者に流れてしまうところはデメリットだと思うが、返礼割合を制限し、法律に明記したことは評価できる点である。

(2) 二地域居住に係る課税のあり方

① 概要

コロナ禍をきっかけとして、地方への「新しい人の流れ」の創出が議論されており、二地域居住は今後も広がっていくことが見込まれる。

個人住民税は、原則として、1月1日の住所地の市町村において課税されることとされており、地域住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格（地域社会の会費的性格）を有するものであることから、二地域居住を前提としたものではなく、このことをどう考えるのか、という論点がある。

住所地以外の地方団体へ個人住民税を納税する仕組みについては、平成19年度において、総務省に設置されたふるさと納税研究会で検討が行われたところである。この中において、個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付するための仕組みについての検討が行われていたが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を活用する形で、実質的に住所地以外の地

方団体に個人住民税の一部を移転する仕組みとして「ふるさと納税制度」が創設されたという経緯がある。仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することとした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増える、といった課題も考えられるところである。

また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要であると考えられる。

現状においては、二地域居住を行う場合に、「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住地先の地方団体に移転させることが可能となっている。

② 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(二地域居住における納税)

- ・ 二地域居住について、ふるさと納税で対応しているとのことだが、今後、単身赴任者の居住地など複数の場所に住むことを考える余地は増加すると思う。
- ・ 住所地以外への納税については、個人住民税の公共サービスの対価や地域の会費という性格上、今後も考えていく必要があるのではないかな。
- ・ 二地域居住における課税は、将来的な検討課題であると考ええる。今後は競争の時代であり、自治体同士でも税の取り合いをすることがあるという割り切り方もあるかもしれないが、合理的な考え方は必要ではないかな。
- ・ 現行法では、住所を有する所で課税されるため住民票がある自治体となるが、所得税においては生活の拠点によって住所を判断するため、争いになり得る。そのため、2つの自治体が課税することも理論的にはあり得るのではないかな。そのような場合に、地方税法においてどのような対応を取るのか考えておくことが必要。
- ・ 1年間のうち2か所に数か月ずつ住んでいるのであれば、2か所に納税することが理想だと考える。
- ・ 応益性の観点から、課税は検討できるが、簡素の観点から納税先を複数に分散させる方法は望ましくないのではないかな。

(課税事務の課題)

- ・ 居住地について、生活の本拠地に正しく住民票を置いてもらえれば、課税事務もスムーズになり、現年課税もうまくいくのではないかな。別荘を持っている納税者や、単身赴任をしている納税者については、課税事務が難しくなっている。

5 県費負担教職員制度の見直しに係る税源移譲

(1) 概要

平成 29 年度以前においては、市町村立小中学校の職員に係る給与の負担や職員の任命権については、都道府県が有することとされていた。一方で、指定都市においては、指定都市教育委員会が職員の任命権を有しているにもかかわらず、職員の給与を都道府県が負担するという状況が生じていた。

このように人事権者と給与負担者が異なる状態について、指定都市からは、この状態を解消するよう要望がなされてきており、平成 25 年 11 月において、給与負担を指定都市に移譲すること、それに伴う財政措置として、個人住民税所得割の税率 2%相当分を道府県から指定都市へ移譲することが合意された。

また、事務の移譲については、第 4 次分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号））により行われることとされ、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとされた。

このような状況を踏まえ、平成 29 年度の税制改正によって、税源移譲に係る改正が行われることとなり、個人住民税所得割の税率について、道府県民税 4%、市町村民税 6%とされていたものを、指定都市においては道府県民税 2%、市町村民税 8%とすることとし、その他必要な措置を講じることとされた。

また、これに関して、市町村民税所得割を基準としている社会保障制度等において判定が行われることとなると、指定都市と他の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることから、1 月 1 日に指定都市に住所を有していた者が、転居等により指定都市以外の市町村で各社会保障制度等を利用する場合に、従前から当該市町村に住所を有している者と単純に比較されてしまうと、不公平が生じるおそれがあったことから、実務面での準備等の対応が必要とされていたところである。総務省においては、「市町村民税所得割」を利用している制度を所管している関係省庁等に対して、「市町村民税所得割」とは異なる基準への変更等の対策の検討の要請を行ったところであり、各地方団体においても、独自に実施している制度の給付の受給要件や利用者負担の決定等の基準として「市町村民税所得割」を利用している場合には、社会福祉部局等と連携して「市町村民税所得割」とは異なる基準への変更等の対策を行うことについて検討を行うよう要請を行っていたところである。これを受けて、多くの制度において見直しがされたところであるが、現時点においても、一部で「市町村民税所得割」を利用している制度が存在している。

本検討会においては、権限委譲に伴う税源移譲の事例として、当時の経緯や税源移譲の考え方等を確認したものである。

(2) 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(納税義務者への周知)

- ・ 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲については、一般財源とされるため、どのように使われるのか知らない納税者も多いのではないかと、納税者の認識を図るための周知を行うことが必要ではないか。
- ・ 市民への広報については、財源移譲前後でも税率は 10%と変わらないため、例年の税制改正のように市民からのご意見をいただくことはなかったと認識している。

(指定都市の税収)

- ・ 税部門からは明確には分からないが、必要経費に対する収入額は十分ではないと認識している。自治体側で必要となる財源の移譲の方法として、個人住民税になることは想定していなかった。税収に占める個人住民税の割合は、税源移譲後に約 50%近くになっており、徴収には力を入れているが、個人住民税の収納率は低くなる傾向があるため、市税の全体の徴収率を下げる影響が出ている。

(指定都市の事務上の課題)

- ・ これまでは福祉部局等の事務において、所得割額を使っていたものを、課税標準に変更することは大変かもしれないが、今後、全国的に課税標準を使うようにしていくために投げかけをすべきではないか。
- ・ 税源移譲の前と後の 2 つの所得割額の計算の手間が生じているとのことだが、所得割額ではなく、例えば標準的な方法により算出した所得金額を標準金額とした上で、各自治体の条例による個別の特例措置を適用したものに税率を適用するという手法をとることにより効率化できるのではないか。
- ・ 福祉教育制度等において個人住民税の所得割額が使われており、他の自治体の事務に使用するため、指定都市においては通常の所得割額に加えて、4%、6%による所得割額の計算も行わなければならない。最近の税制改正において、個人住民税の情報を使う側には手厚く、使いやすい情報を提供するような仕組みにする傾向があるため、改正の際にはこの点の配慮をお願いしたい。
- ・ 国民健康保険については、所得方式や税額方式などの仕組みがあり、横浜市では数年前から所得方式とすることとされている。所得方式であれば税源移譲による指定都市の負担は生じないのではないかと。なお、証券税制においては、所得方式だと影響があることも考えられるが、申告の選択制度が導入されており、これは使う側の判断によることとなる。いずれにしても税額方式の仕組みを使う場合には、課税する指定都市に負担が生じることとなるのではないかと。

6 その他

以上の1から5までの項目以外についても、各委員から様々な意見があったため、以下で紹介する。

(世帯課税)

- ・ 世帯課税について、フランスのようにN分N乗という合算分割によることも良いと考えるが、個人住民税は比例税率であるため状況は異なる。また、所得税においては、どちらか一方が働く世帯は、合算分割か、合算非分割によって、世帯の状況次第では有利・不利が生じることがある上に、自治体にも、影響があるのではないか。
- ・ 世帯単位課税については、課税実務上の対応ができるのか等の問題はあるかもしれないが、アイデアとしては非常に面白いのではないか。
- ・ 国外で国際結婚をした者等については、市町村では把握することができず、国外に所得のある配偶者がいても、手当等が支給されているケースがあるため、実態を市町村が確認することができる仕組みが必要ではないか。例えば、個人住民税を世帯課税にすることで対応することができるのではないか。

(非課税限度額)

- ・ 非課税限度額と課税最低限が逆転していることについては、子ども手当の関係で、16歳未満の扶養控除が廃止されていることが理由としてある。また、19歳以上23歳未満の大学生については控除額が大きく設定されており、大学生がいる世帯には控除の効果が大きくなっていることもあるのではないか。
- ・ 個人住民税は地域社会の会費であるとされているが、所得課税であることから、非課税限度額ではなく、課税最低限が望ましいのではないか。

(租税教育、周知広報)

- ・ 地方税の広報について、個人住民税の比例税率化の時には、税額が増えるため説明の難しさがあったと思うが、個人住民税が何に使われているのかということ自治体の職員が説明できることが必要。
- ・ 住民に対する地方税の広報をどのようにしているかについて、通常は納税通知書と一緒に改正内容の案内を送付しているが、改正内容が難しいものになると書面だけの説明が難しい。
- ・ 大学では国税の科目が設けられており、税務署職員の講義等があるが、地方税については、そのような機会が設けられていない。今後は地方税の教育の機会があれば良いと思う。

(地方税手続の電子化)

- ・ 確定申告の情報については、現在、eLTAXの国税連携システムを通じて地方団体に提供している。また、企業が特別徴収した個人住民税の申告・納付

については eTAX により電子的に行うことができる仕組みになっている。

- ・ 今後、確定申告の必要はないが、個人住民税の申告の必要がある年金所得者等の手続についても、電子化する仕組みを検討していく必要がある。国税庁とも調整が必要であり、総務省には調整を進めていただきたいと考えている。
- ・ 現在の税制度は複雑な仕組みになっており、税制改正に伴うシステム改修に必要な費用も大きくなっている。

(働き方やライフコースの多様化等)

- ・ 今後、ライフコースが多様化し、兼業や副業が増えてきている中で、全体の生産性向上という観点から、DXを進めることが必要。
- ・ 平成30年度改正においては基礎控除と給与所得等の控除の見直しが行われ、令和2年度改正においては未婚のひとり親に対する税制措置等の改正が行われるなど、近年の生活やライフスタイルに合わせた改正が行われており、今後どのように変わっていくかについて気にしている。
- ・ 働き方の多様化による転職等の局面が今後ますます増えてくる中で、退職所得控除についてどう考えているのか。年金等も含めて全体として考えることが今後の課題だと思う。
- ・ 近年、会社と企業年金の2カ所から退職所得を受け取る者が増えたことによる更正請求が増えており、今後も、ますますこのようなケースが増えることが予想されるため、より簡素な仕組みが必要だと思う。

(その他)

- ・ コロナによって、経済活動の制限や、十分な教育を受けられないなど、若年世代に相対的に大きな負担がかかっている。このような状況に対応するための財源については、世代間の負担のあり方についても、中長期的に考えていく必要がある。
- ・ 税源移譲の際に設けられた調整控除について、複雑な仕組みであり、もう不要ではないか。実際の仕組みについては検討が必要であるが、均等割の引上げについて、少額所得者については税額控除、という方策も考えられるのではないか。

7 まとめ

個人住民税については、以上で見てきたとおり、平成の30年間を通して、様々な項目について改正が行われてきたところである。個人所得課税については、近年も、経済社会の構造変化を踏まえ、働き方やライフコースの多様化等への対応として改正が行われてきており、現在も、政府税制調査会において、引き続き、これらの観点から議論がなされることとされているところである。

今後とも、これらの議論を踏まえた対応が必要となってくるが、個人所得課

税の見直しに際しては、高所得者に対する「所得計算上の控除」や「人的控除」を縮減・適正化する場合、累進税率である所得税よりも、10%比例税率である個人住民税の方が、増収額が小さく、財源確保において難しい面があることにも留意が必要である。

また、個人住民税については、所得税と同じく個人の所得に課税するものであるが、地域社会の会費として地域住民がその能力に応じて広く負担を分任することとされており、地方団体が提供する行政サービスの充実等のための重要な財源であることから、個人住民税に関連する諸制度の見直しにあたっては、個人住民税の性格や役割を十分に踏まえて行うことが必要である。

本検討会で議論のあった内容のうち、特に、金融所得課税については、令和4年度与党税制改正大綱において、「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響を踏まえ、総合的な検討を行う。」とされており、今後、議論がなされる見込みとなっている。金融所得課税の議論に当たっては、これまで所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことを踏まえる必要があるが、一方で、個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割は、均等割や所得割と比べて地域間の偏在が高くなっていることをどう考えるかという視点もある。そのため、本検討会においても、政府の議論と合わせて、この点について議論を深めて行く必要がある。

また、ふるさと納税制度については、令和元年6月に指定制度が導入されて以降、2件の指定取消しがあったところであるが、地方団体が法令の基準を遵守しながら、制度運用を行っているところである。引き続き、各地方団体において制度の適正な運用に取り組んでいくことが重要である。

平成29年度の税制改正において行われた県費負担教職員制度の見直しに伴う改正を実施してから、既に4年間が経過しているが、未だに一部で「市町村民税所得割」を基準としている制度が存在しており、指定都市において、改正前の税率による市町村民税所得割の税額を算出することが求められている。指定都市の事務負担を軽減させる観点からも、引き続き、関係省庁に対して、制度の見直しを要請していく必要がある。

今年度の本検討会においては、これまでの改正を振り返り、自由に意見を述べるといった性質上、制度の抜本的なあり方に関する提案も含め、様々な意見がみられたところである。個人住民税の役割や正確を踏まえると、直ちに制度を見直すことは難しいものも多いが、引き続き、経済社会の構造変化に合わせて、制度のあり方について議論をしていく必要がある。本検討会における議論がその際の一助となれば幸いである。

本検討会では、今後とも、個人住民税のあり方に関する活発な議論を行っていくものである。

第2 個人住民税の 現年課税化について

第2 個人住民税の現年課税化

1 個人住民税の現年課税化に係るこれまでの議論

(1) 現年課税化に関するこれまでの議論

個人所得課税については、所得税（国税）と個人住民税（地方税）がそれぞれ課税されることとなっているが、所得税は所得が発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年度課税」であるのに対して、個人住民税は前年中の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」とされている。

この個人住民税の翌年度課税の仕組みは、課税団体を明確化しつつ、納税義務者、企業及び地方団体の事務負担に配慮したものであるが、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては、税の負担感が重くなるなどの課題が指摘されてきたところである。

また、近年では、働き方の多様化が進んでおり、パート、アルバイト、契約社員等の非正規雇用者も増加していることに加え、正規雇用者においても、企業における兼業や副業を解禁する動きの拡大によって、複数の支払者から給与等を受取る者が増えるなど、毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。この他、外国人労働者の増加に伴い、賦課期日である1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税することができないという課題も指摘されており、このような働き方の多様化や外国人労働者の増加を背景として、個人住民税の現年課税化について検討を求める意見が出されている。

個人住民税の現年課税化の検討については、「長期税制のあり方についての答申（昭和43年7月政府税制調査会）」において「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされている。

また、平成17年6月に政府税制調査会がまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。」とされている。

その後も、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地

方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」(第7条第2号ニ(3))とされ、引き続き検討を行うべき課題として位置づけられている。

(2) これまでの個人住民税検討会での議論

以上の経緯を受けて、これまで、本検討会において様々な議論がなされてきており、これらの議論を経て、以下に掲げる課題が認識されているところである。昨年度の本検討会においては、「今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性などについて議論を行うことが適当」とされていることから、今年度の本検討会においては、これらの進捗を確認するとともに、これまでの議論を振り返り、議論を行ったところである。

① 特別徴収義務者の事務負担

- ・ 従業員等の給与支払等を行う年の1月1日時点の住所地を把握する必要がある、納税義務者からの扶養控除等申告書等だけでなく住民票の提出を求めるなど、事実を確認するための手間も生じるのではないか(年の途中で雇用された者についてどのように把握するのかなど課題もある。)
- ・ 個人住民税の毎月の税額計算及び年末調整の事務が生じる。地方団体によって異なる税率を採用している場合があるため特別徴収義務者の大きな負担となるのではないか。

② 納税義務者の事務負担

- ・ 現年課税化した場合には、給与所得者のうち、他の所得を有する者や医療費控除等の適用を受けようとする者等の確定申告を行う者においては、所得税の確定申告書だけでなく個人住民税の確定申告書も提出することが必要となるため、納税義務者に大きな負担になるのではないか。
- ・ 給与等の支払を受ける年の1月1日以降に転居した場合、転居前の住所に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

③ 市町村の事務負担

- ・ 医療費控除等の適用のための申告が行われた場合、市町村から住民に対して還付事務が発生するため市町村の事務が繁雑になるのではないか。
- ・ 所得情報を各種社会保障制度等で利用しており、市町村においては、引き続き各種課税資料を名寄せして管理する必要があるため、現年課税化された後でも市町村の事務は削減されないのではないか。

④ 切替年度の税負担

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の所得に対して課税が発生することとな

- るが、税負担をどのように考えるか。
- ・ 仮に、切替年の課税を行わないこととした場合には、所得の発生時期を調整することができる譲渡所得（有価証券、不動産等）について、不公平が生じるうえ、駆け込みや反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えることが考えられるのではないか。

2 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

（現年課税への切り替え年度の課題）

- ・ 現年度課税への切替え時の問題はきちんと整理しなければ、納税者の理解が得られないのではないか。
- ・ 消費税については、一般消費税等のいくつかの例を提示しながら導入した。現年課税化においても、導入時に2年間又は3年間の平均で課税することなど、選択肢を提示することをして良いのではないか。この検討会での議論も貴重な情報となるのではないか。
- ・ 現年課税化する際には、1年間分の課税を免除することとしても大きな影響はないのではないか。一般的に、その年の個人住民税について、いつの所得に対する課税なのかはあまり意識されておらず、退職の翌年度などに、税負担を重く感じて初めて意識するのではないか。ただし、所得の移転可能性や労働供給への影響など、現年課税化を実現する際に留意が必要なこともある。また、諸外国の状況についても留意する必要があるのではないか。
- ・ 現年課税化を行う際にある年分の所得を非課税とすることとした場合には、例えば金融所得、土地、建物等の売却時期を調整できる所得について、非課税になる年に所得を集めることが予見されることなど、留意が必要ではないか。
- ・ 戦後、所得税の現年課税化の際には、2年間の平均で税を取るという仕組みであった。実務的な執行可能性も考える必要があるため万能ではないが、特定の年分の税を非課税にするよりは、平均を取るという方法は良いのではないか。
- ・ 現年課税化する際に、1年分の税を取らないこととするのは、所得のタイミングを調整できる人とそうでない人との間において公平性の問題が生じるのではないか。

（マイナンバーカード等の活用）

- ・ 今後、マイナンバーカードの普及や地方税納税システムの充実等により、どれだけ効率化できるのかという点も議論していく必要があるのではないか。
- ・ 現年課税化については、従業員の1月1日の住所把握が難しい上に、税額

計算自体、事業者側も自治体側も納税負担がかかるため、対応が難しい状況である。今後、行政の手続が簡素化等の観点から、マイナンバー等を活用する方法の検討をしていくべき。また、出国者などの特例的な部分の検討は進めていくべき。

(諸外国の事例)

- ・ 現年課税化について、諸外国の状況の検討はしたのか。また、我が国に近い仕組みの国はあるのか。
- ・ 国際的に、前年度の所得により税額を確定して企業で特別徴収する課税方法は特殊だという認識をしていた。源泉徴収と年末調整だけで課税が完結する国はそんなに多くない。

(働き方に関する課題)

- ・ 従来、日本の労働慣行において退職は一生に1回だけであったところ、転職や海外赴任などの多様な働き方が生まれている。
- ・ 今後、副業する者について特別徴収をするのかという課題が生じた場合に、例えば、一律で徴収しておいて、把握している口座に調整分を返すという仕組みが良いのではないか。

(現年課税の検討の必要性)

- ・ 長年、議論が継続されており、実現には厳しいハードルがあるとは思いますが、政府の各種委員会や審議会においては、なぜやらないのかという意見があるため、どこかで思い切って取り組むことも必要となるのではないか。そうでなければ、諦めるということも検討するべきか。
- ・ 現年課税化は特別徴収を前提にした議論になるのではないか。その際には、所得税においても配慮してもらうなど、所得税と個人住民税をあわせた形で検討していくことが必要なのではないか。
- ・ 現年課税は中長期的に考えていくことが必要であるが、経過措置として、出国時の課税においては出国時を賦課期日にするなど、課税の特例的なものから検討してはどうか。

3 今後の検討について

本検討会においては、これまでの個人住民税の現年課税化についての議論を振り返るとともに、令和2年度個人住民税検討会報告書において「これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて

一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。」とされたことを踏まえ、昨年度の論点を振り返りつつ、現在の電子化の状況やマイナンバーカードの普及の状況について共有し、個人住民税の現年課税化に向けた課題についての議論を行った。

検討会において出された意見においては、翌年度課税から現年度課税に切り替わる年度における納税義務者の税負担の課題について、地方団体の各年度予算との関係からすると、特定の年分の所得に課税をしないこととしても各年度分の予算に必要な税収が確保されるのであれば、問題は生じないのではないかとの意見がある一方、土地の譲渡所得等の所得の発生時期を調整することができるものについては、非課税となる年に所得の発生を集めることができることとなるため、不公平が生じることに留意する必要があるのではないかといった意見があった。

また、今後については、諸外国の事例なども調査した上で、議論を行う必要があるのではないかとの意見があった。

個人住民税の現年課税化に向けた検討については、以上のようなことを踏まえつつ、納税義務者における負担の増加等に関する課題、企業における年末調整等における事務負担に関する課題、市町村における課税事務に関する課題等について、過去の検討状況も踏まえて、今後も十分な議論を行うことが必要であると考えます。

第3 公的年金等控除における 合計所得金額について

第3 公的年金等控除における合計所得金額について

1 現行制度の概要

(1) 公的年金等控除について

公的年金等とは、国民年金法をはじめとする各種社会保障制度及び各種共済組合制度に基づく年金、恩給及び過去の勤務等に基づき支給される年金、確定給付企業年金契約又は確定拠出年金規約に基づいて老齢給付金として支給される年金、適格退職年金契約等に基づいて支給を受ける退職金、その他各種年金等のことを指すものである。

公的年金等については、昭和62年度の税制改正前までは給与所得とみなして課税され、給与所得控除が適用されていた。しかしながら、給与所得とは異なり経費を必要としないことから概算経費控除としての役割のある給与所得控除を認めることは適当ではないことや、これらの年金の受給者は高齢者であることなど高齢者への税制上の配慮の観点から、昭和62年度の税制改正において、公的年金等控除が創設されたところである。

その後、平成30年度の税制改正において、公的年金等控除の改正が行われることとされ、令和2年分以後の所得税（令和3年度分以後の個人住民税）に係る公的年金等控除において、「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」に応じて、公的年金等控除の金額を減少させる仕組みが導入されたところである。具体的には、公的年金等に係る雑所得等以外の合計所得金額が1千万円以上の場合には10万円を、2千万円以上の場合には20万円を公的年金等控除額から差し引くこととされた。

なお、公的年金等控除は、所得税法第35条第4項第1号に規定されており、所得計算上の控除であるため、地方税法には規定されていないが、地方税法第32条第2項及び第313条第2項の規定によって、個人住民税の所得の計算においても、所得税法の規定の例により、公的年金等控除が適用されることとされているところである。

(2) 合計所得金額について

合計所得金額は、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額とされており、所得税法及び地方税法において、それぞれ規定されているところであるが、地方税法第32条第2項及び第313条第2項において、地方税法における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、所得税法における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算出するものとされていることから、一般的に所得税と個人住民税の合計所得金額は、同一となることとされている。

しかしながら、現年分離課税により源泉徴収（特別徴収）される退職手当等については、所得税と個人住民税で取扱いが異なることとされているところである。具体的には、個人住民税において退職手当等は、他の所得と区分して、支払を受けた年に課税することとされているため、地方税法の合計所得金額には、

現年分離課税により源泉徴収（特別徴収）される退職手当等は含まれないこととされている。

一方で、所得税においては当該退職手当等も含めたその一年中に受取った所得については、原則として、合計所得金額に含まれることとされている。このように、現年分離課税により源泉徴収（特別徴収）される退職手当等を有する者の合計所得金額については、個人住民税と所得税で金額が異なるものとなる。

(3) 市町村における課税実務について

以上のとおり、平成30年度改正により、公的年金等控除額の算出に当たっては、所得税法の合計所得金額を正確に把握することが必要となったため、令和3年度の個人住民税の課税における市町村の実務においては、公的年金等に係る雑所得を有する者については、現年分離課税により源泉徴収（特別徴収）される退職手当等を含む合計所得金額を把握する必要性が生じていたところである。

一方、個人住民税における現年分離課税により源泉徴収（特別徴収）される退職手当等については、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在におけるその者の住所地の市町村において課されることとされており、かつ、その徴収の方法についても、源泉徴収（特別徴収）によることとされている。

また、退職手当等の支払を受けた者が、役員等に該当する者である場合には、個人の退職手当等の金額が記載されている特別徴収票が市町村に対して提出されるが、役員等以外の場合には特別徴収票は提出されないこととされている。

実際に、市町村において、「現年分離課税により源泉徴収（特別徴収）される退職手当等を含めた合計所得金額」を把握するためには、確定申告書に拠るほかは、役員等以外の者への退職手当等の支払について、給与支払報告書をもとに、年の途中で退職している納税義務者を把握した上で、その給与の支払者であった者に対して退職手当等の支払の有無を確認するなどの手間が生じることとなる。

市町村からは、公的年金等控除額の算出のために新たに把握する必要性が生じた「所得税法における公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額」を把握するためには、相当の労力が生じるとの意見が寄せられている。

2 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(市町村における課税事務)

- ・ 個人住民税においては、通常の所得は翌年度に課税されることとなっていることから、同じ台帳の中で現年課税の退職所得を管理するということは非常に難しく、確定申告書の処理をするときの整合性チェックの中で、本人が

申告した所得と異なるときにエラーがあるものを調べるというのが一般的である。

(退職手当等の把握)

- ・ 納税者が申告をしていれば把握できるが、所得税で退職所得申告をしない人の退職所得を把握するには相当な労力がかかる。退職所得が納入されると、納入書、納入申告書が提出されるが、納入申告書には、退職所得の総収入額、退職者数、税額の項目があり複数人のものが一緒になっていることがあるため、納入申告書だけでは個人が特定できない。
- ・ 退職所得の有無については、個別に照会をすれば把握は可能かもしれないが、事務負担が過大となるため、全てのものに対応するのは困難。また、退職所得の把握の有無によって控除額の判定に影響があることとなると公平性が確保できなくなるため、公的年金等控除額の算出を行う際に用いる合計所得金額には退職所得を含まないような改正等が可能であれば望ましいと考える。
- ・ 退職所得を把握できるような仕組みにするか、個人住民税においては合計所得金額から退職所得は外すとするか。自治体によって取り扱いが違うというのは適切ではない。

(公的年金等控除額の算出について)

- ・ 合計所得金額を地方税法のものとすれば市町村の事務が楽になり、特別徴収義務者においても、市町村からの照会が減るというメリットがあるのではないか。
- ・ 個人住民税においては、退職所得は現年課税で、その他の所得は翌年度課税となるので、執行上どうしても課題が生じるのであれば、地方税法の改正により対応するというのも選択肢としてあるのではないか。
- ・ 年金所得に対して税負担が軽くなっている状況において、さらに年金で優遇することになるのではないか。

3 まとめ

合計所得金額は、個人住民税において、各種控除の適用等の際の所得の判定に利用されており、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等においては、地方税法に規定があることから、地方税法の合計所得金額によることとされているところ。

一方で、公的年金等控除については、地方税法上には規定されておらず、地方税法第32条第2項及び第313条第2項の規定によって、所得税法の計算の例によることとなるため、個人住民税の計算を行う場合であっても、公的年金等控除額の算出に当たっては、所得税法の合計所得金額によることとされており、このことが、現年分離課税により源泉徴収（特別徴収）される退職手当等

の把握と相まって、市町村の実務において大きな負担が生じる状況が生じていることは、既に述べたとおりである。

このため、個人住民税の所得の計算を行う上で適用される公的年金等控除額の算出を行う際の合計所得金額については、地方税法における合計所得金額（現年分離課税により源泉徴収（特別徴収）される退職手当等を含まないもの。）とすることが、個人住民税の他の人的控除との整合性という観点からも、市町村の実務上の観点からも望ましいものと考えられることから、個人住民税の計算において、公的年金等控除額を算出する際に用いる合計所得金額については、現年分離課税により源泉徴収（特別徴収）される退職手当等を含まない地方税法の合計所得金額を用いることとすることとすべきである。

(参考)

第1 個人住民税のあり方に関する資料

これまでの個人住民税の主な改正について (令和3年度第1回)

目次

論点メモ	1
個人住民税の仕組み	3
個人住民税に係る主な改正の経緯	9
(1) 均等割	11
(2) 所得割	15
(3) 収入金額所得計算、人的控除等(ライフコースや住む場所、 働く場所の多様化に対応した税制のあり方)	25
(4) 寄附金税制	42
(5) 金融所得課税	53

論点メモ

1

論点メモ

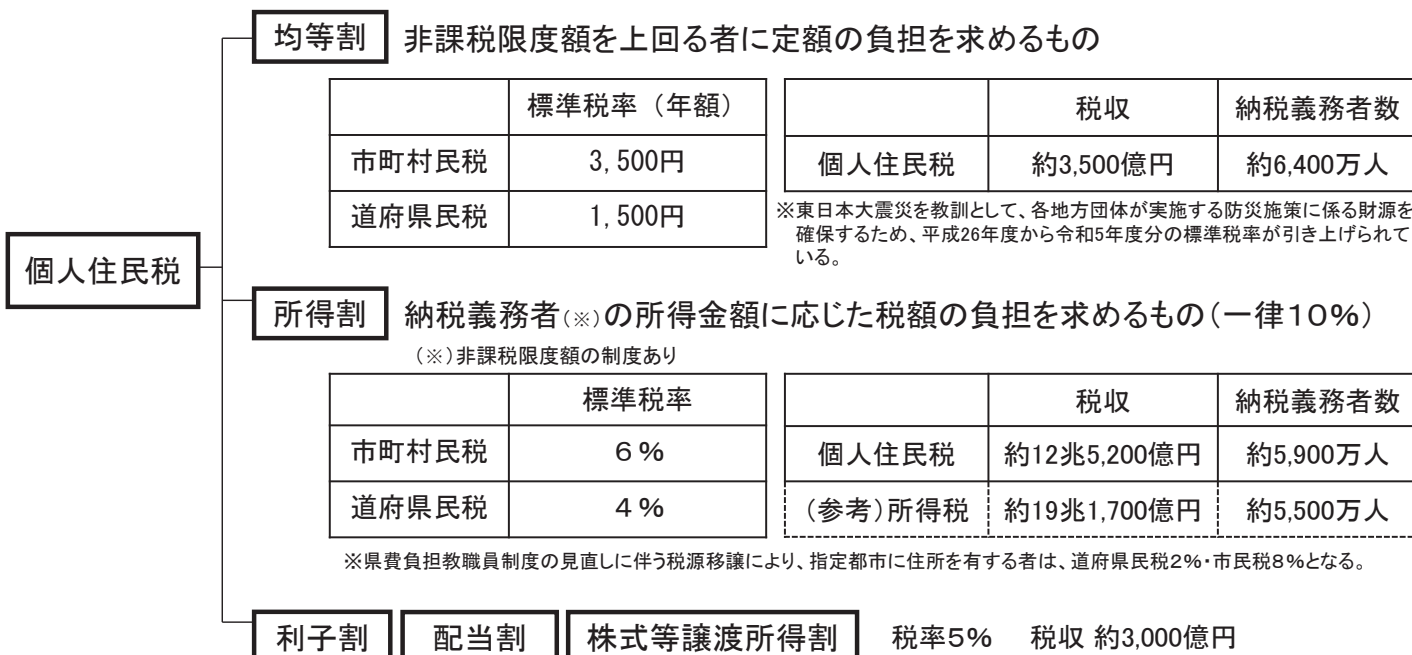
- 均等割のあり方
- 所得税から個人住民税への税源移譲と個人住民税所得割の比例税率化
- 個人住民税の充実確保に向けて
- ライフコースや住む場所、働く場所等の多様化に対応した税制のあり方
- 人的控除等のあり方
- ふるさと納税など寄附金税制のあり方
- 金融所得課税のあり方

個人住民税の仕組み

個人住民税の概要

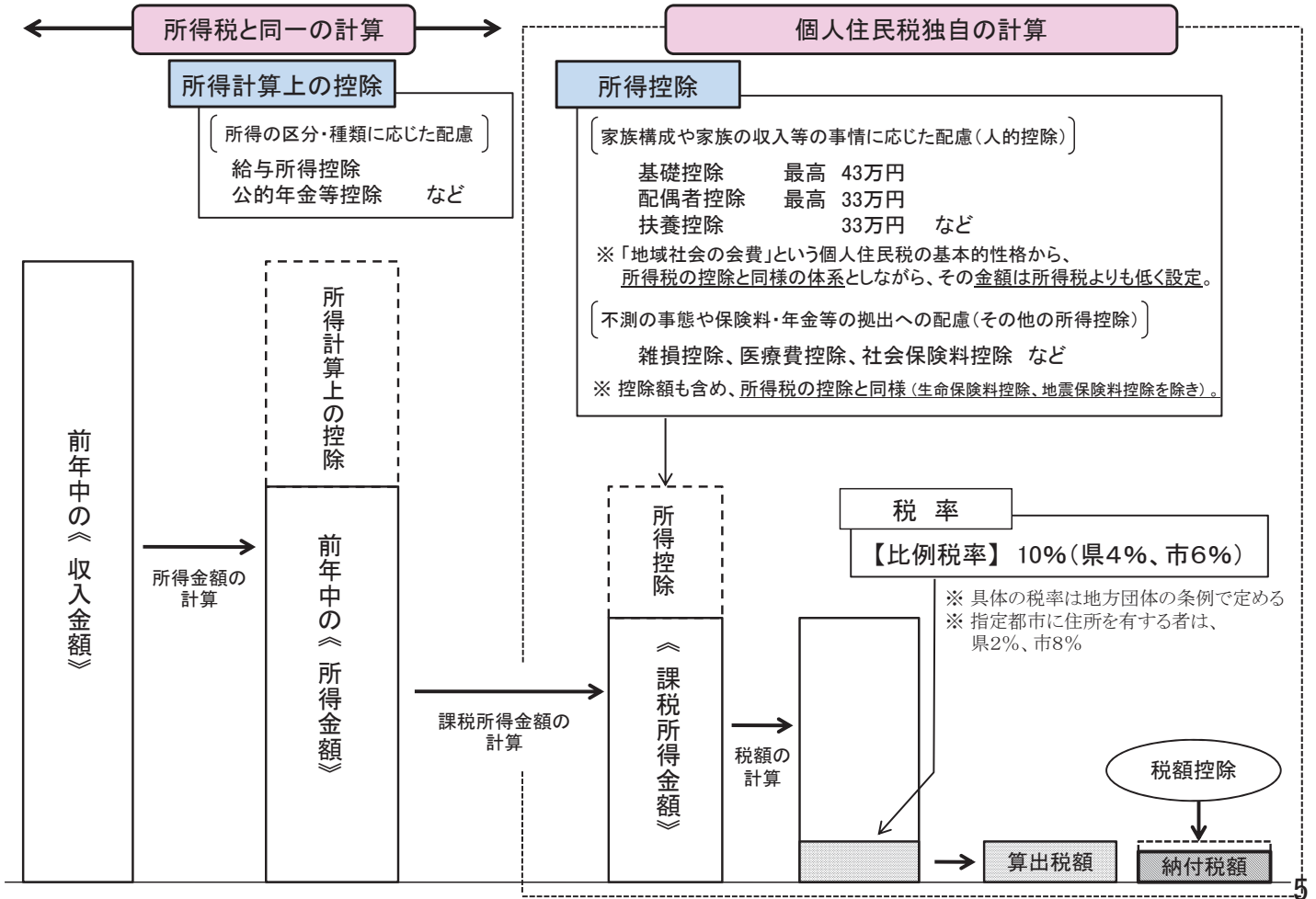
- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村(都道府県)に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税(所得割)への税源移譲を実施(約3兆円。平成19年度個人住民税から)
→5、10、13%の3段階から、10%(市町村:6%、都道府県4%)の比例税率へ移行



(注) 1. 税金は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む。)ともに令和元年度決算による。
2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「令和2年度市町村税課税状況等の調」による。
3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。

個人住民税所得割の計算の仕組み



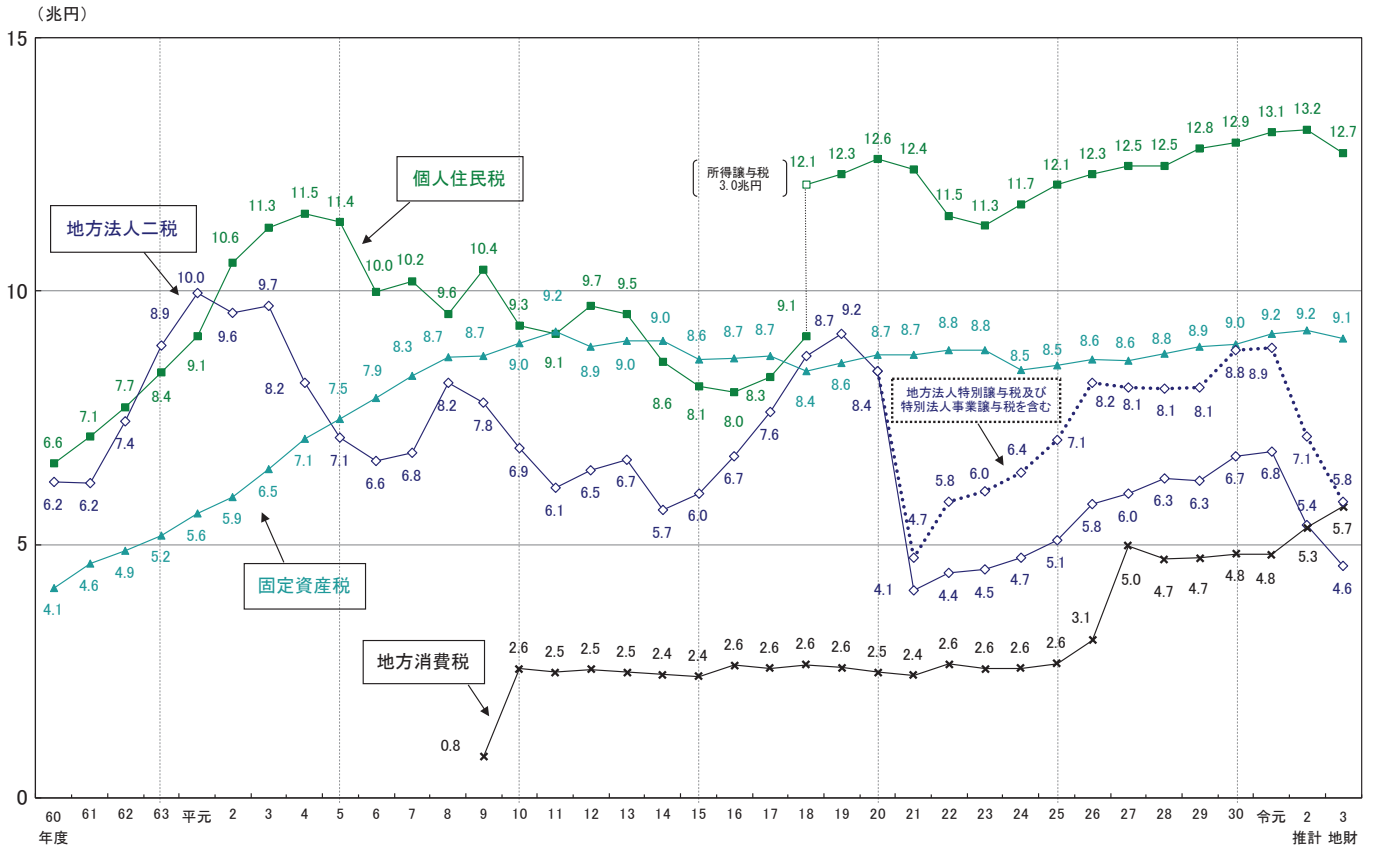
金融税制(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)

- 利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、都道府県民税となっている。
- 市町村へは、都道府県が収入した金額の一定割合が交付される。

○利子割 利子等に対する課税 税率 5%	税込:約300億円
○配当割 一定の上場株式等の配当等に対する課税 税率 5%	税込:約1,700億円
○株式等譲渡所得割 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税 税率 5%	税込:約1,000億円

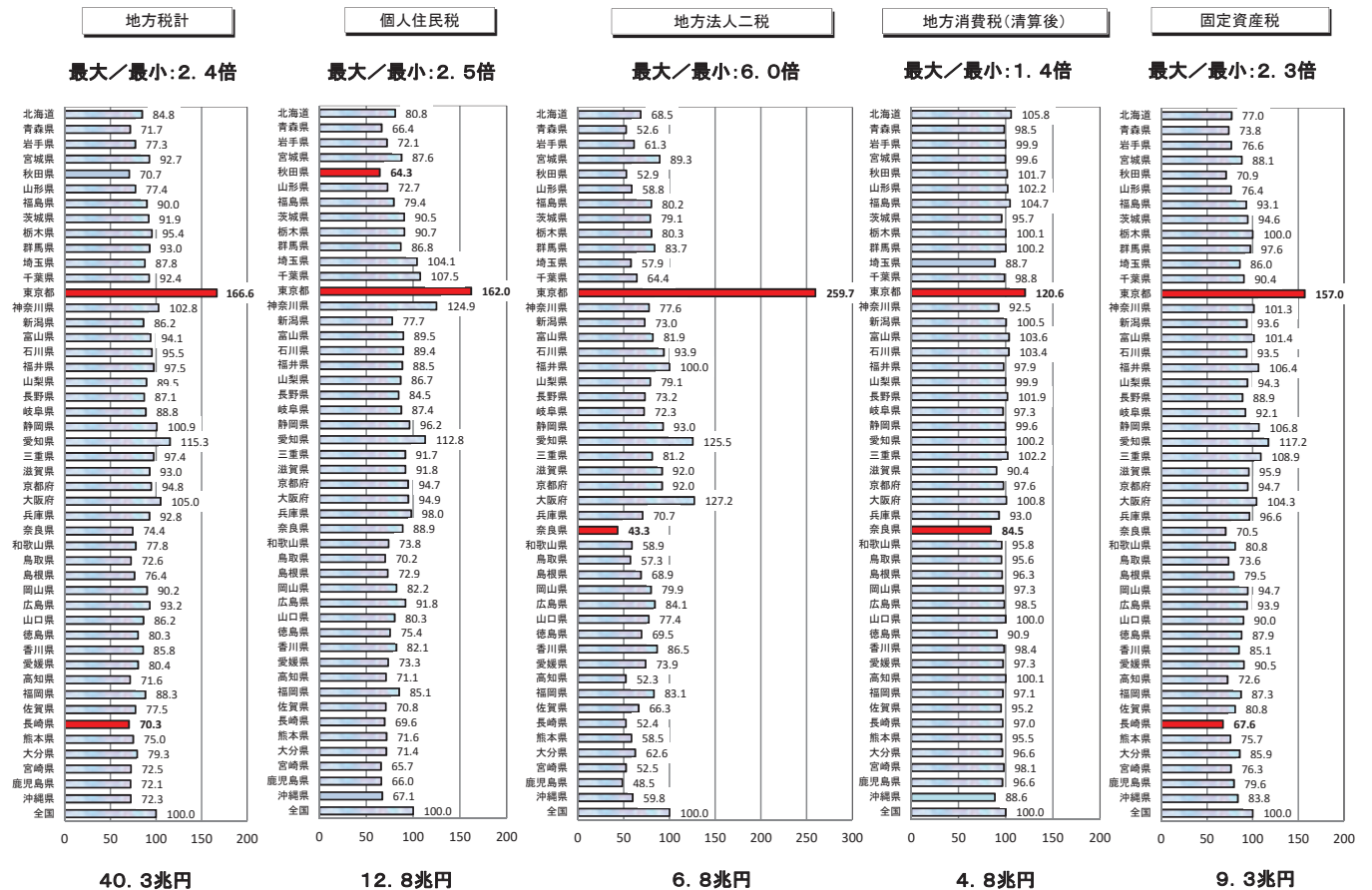
(注) 税込は、令和元年度決算額による。

主要税目（地方税）の税収の推移



- (注) 1. 表中における計数は、超過課税を含まない。
 2. 令和元年度までは決算額、2年度は推計額(R2.12時点)、3年度は地方財政計画額である。
 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税(～R1)及び特別法人事業譲与税(R2～)を加算した額。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 1.8兆円、(㉚) 2.0兆円、(㉛) 1.7兆円、(㉜) 1.3兆円

人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)



個人住民税に係る主な改正の経緯

個人住民税に係る主な改正の経緯

	(1) 均等割	(2) 所得割	(3) 収入金額 所得計算	(3) 人的控除	(4) 寄附金控除	(5) 金融所得課税
平成		①税率構造の見直し ・ 7段階→3段階				①株式譲渡所得の申告分離課税を導入 ・ 所20%、住6%
8	⑧税率引上げ ・ 500円ずつ引上げ			②特定扶養控除創設 ・ 35万円 ②配偶者特別控除拡充 ・ 14万円→30万円		
10	⑩制限税率廃止					
		・ 所得割（標準税率の1.5倍） ・ 均等割廃止				⑮株式譲渡所得を申告分離課税に一本化 ・ 所15%、住5%
16	⑯人口段階別の税率区分廃止			⑰配偶者特別控除見直し ・ 上乗せ部分廃止		⑯申告不要制度導入 (配当割、株譲割の創設) ・ 所15%、住5%
19		⑲税源移譲 ・ 3兆円の税源移譲 ・ 比例税率化（10%）		⑱老年者控除廃止 ・ 48万円→0円		⑰軽減税率10% ・ 所7%、住3%
21			給与所得控除を 順次見直し		⑳ふるさと納税 制度創設等 ・ 適用下限額10万円→5千円 ・ 所得税の寄附金控除対象 団体のうち条例で指定した ものを対象に追加	
26	㉔税率引上げ(10年間) ・ 1000円(県500円/ 市500円)引上げ ・ 復興財源確保		【適用所得上限】 ㉔1500→㉕1200→ ㉖1000→㉗850 (万円) 【控除限度額】 ㉘245→㉙230→ ㉚220→㉛195 (万円)	㉒扶養控除見直し ・ 16歳未満の控除廃止		㉔配当割・株譲割の 軽減税率廃止 ㉕損益通算範囲の 拡大 ・ 特定公社債等
令和			③給与所得控除・ 公的年金等控除から 基礎控除へ振替 ・ 10万円	①配偶者控除・配偶者 特別控除見直し ・ 本人所得に応じて控除額を 通減・消失する仕組み導入 ③ひとり親控除創設 ・ 30万円 ③基礎控除見直し ・ 所得に応じて控除額を 通減・消失する仕組み導入	㉘ふるさと納税 制度拡充	
					㉙ふるさと納税 指定制度創設	

※年度は適用年度を示している。

(1) 均等割

個人住民税均等割の概要

- 個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、1月1日に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するもの。
- このうち、均等割は、非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的なものとしての位置付け。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税があり、道府県民税(均等割及び所得割)の徴収も市町村民税と併せて市町村が行っている。

[参考] 就業者数 約6,724万人

	標準税率(年額)(※)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

(※) 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(※) 37府県・2市において、超過課税を実施。

	税収	納税義務者数
均等割	約3,500億円	約6,400万人
所得割	約12兆5,200億円	約5,900万人
(参考)所得税	約19兆1,700億円	約5,500万人

(注1) 税収は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む)ともに、令和元年度決算額による。
(注2) 納税義務者数は個人住民税、所得税ともに「令和2年度市町村税課税状況等の調」による。
(注3) 就業者数は、令和元年労働力調査年報(総務省統計局)による。

(参考)個人住民税均等割における非課税限度額制度

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない制度

$$\text{所得金額} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{R3年度以降}} + \boxed{\text{加算額}}$$

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額
(注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数
(注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
(注4) 基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

<例> 級地区別の個人住民税均等割の非課税限度額について(給与所得者(独身)の場合)

1級地: 東京23区、指定都市(16/20)など	収入金額 100万円から課税
2級地: 県庁所在市、一部の市町など	収入金額 96.5万円から課税
3級地: 一般市・町村など	収入金額 93.0万円から課税

個人住民税均等割の税率改正の推移

区 分	昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度	平成10年度	平成16年度 ～ 25年度	平成26年度～
市 町 村 民 税 制 限 税 率	①人口50万人以上の市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円	
	②人口5万人以上 50万人未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円
	③その他の市及び 町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円	
道 府 県 民 税 (標 準 税 率)	①人口50万人以上の市	1,000円	900円	800円	2,200円	2,600円	3,200円	3,800円		
	②人口5万人以上 50万人未満の市	750円	650円	550円	1,600円	2,000円	2,600円	3,200円		
	③その他の市及び 町村	500円	400円	300円	1,000円	1,400円	2,000円	2,600円		
道 府 県 民 税 (標 準 税 率)	—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

(注1) 市町村民税の制限税率は平成10年度より廃止。

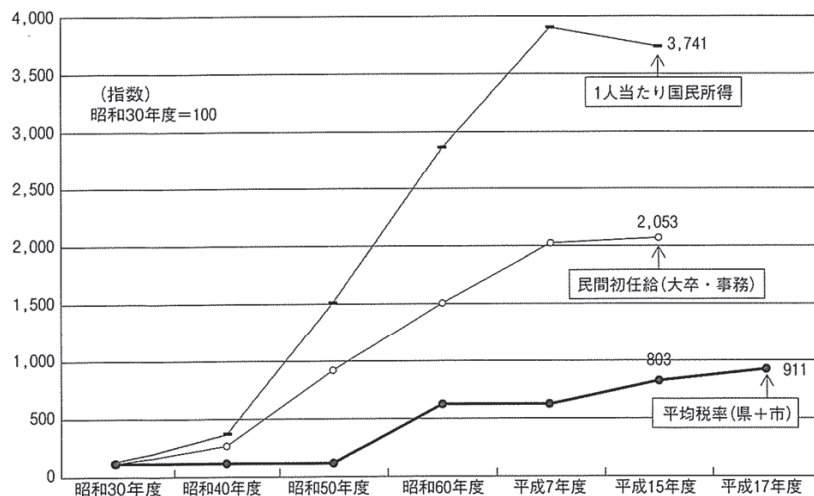
(注2) 復興財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの各年度の道府県民税及び市町村民税については、道府県民税均等割の標準税率は500円引き上げた1,500円と、市町村民税均等割の標準税率は500円引き上げた3,500円としている。

13

過去の均等割の税率等の議論

- 平成17年度改正において、「地方税の諸課題」の中で均等割の見直しの議論が行われた。
- 均等割の税率をどの程度とすべきかについては、容易に決しがたい問題ではあるが、およそ全ての住民が受益していると考えられるサービスの費用の一定部分を賄える水準を目指すべきであるとの考え方が示されていた。

○ 均等割の平均税率の推移



住民1人当たり歳出決算額 (平成15年度・一般財源等)

清掃費	13,027円
警察費	24,220円
消防費	13,114円

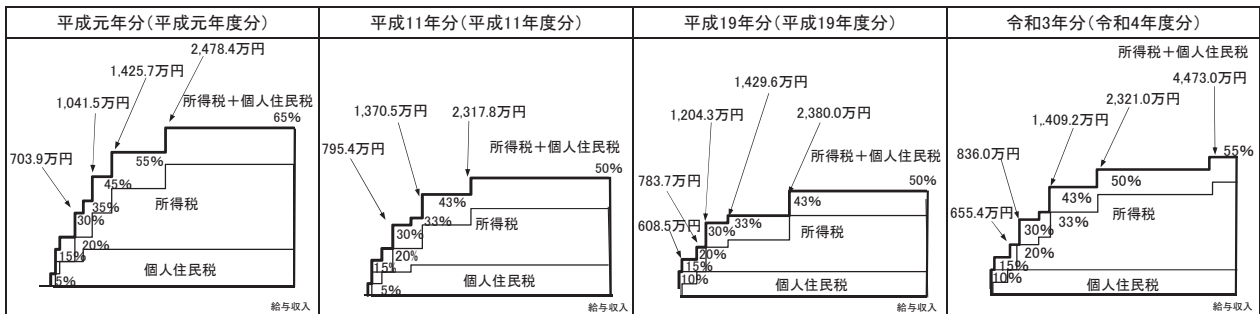
均等割の税率 年額4,000円 (月額約330円)

(注) 上記の費目に係る歳出決算額 (一般財源等) を住民基本台帳人口 (平成16年3月31日現在) で除して算出。

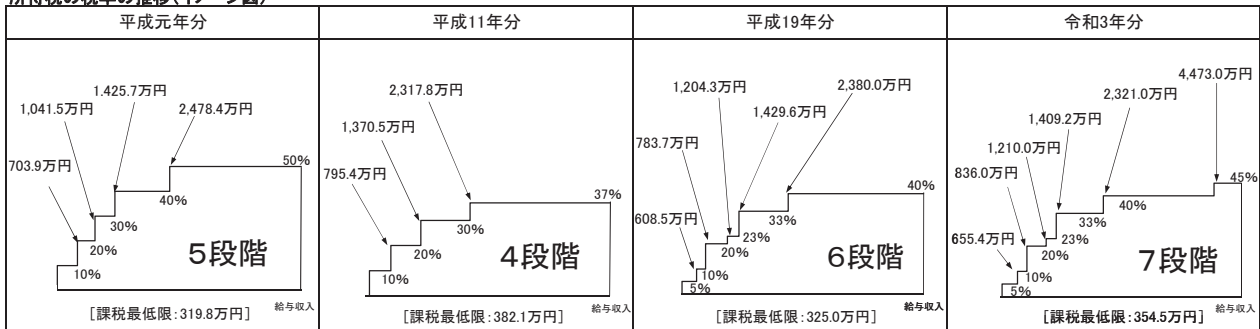
※平成17年度改正地方税制詳解

(2) 所得割

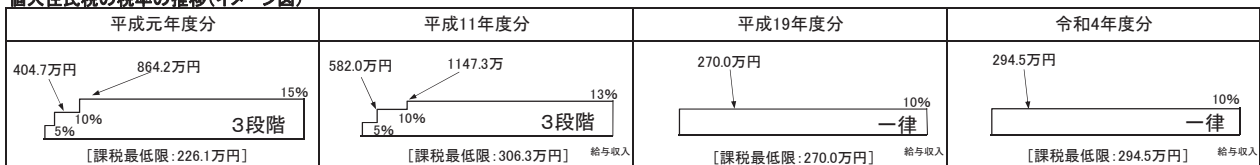
個人所得課税の税率の推移



所得税の税率の推移(イメージ図)



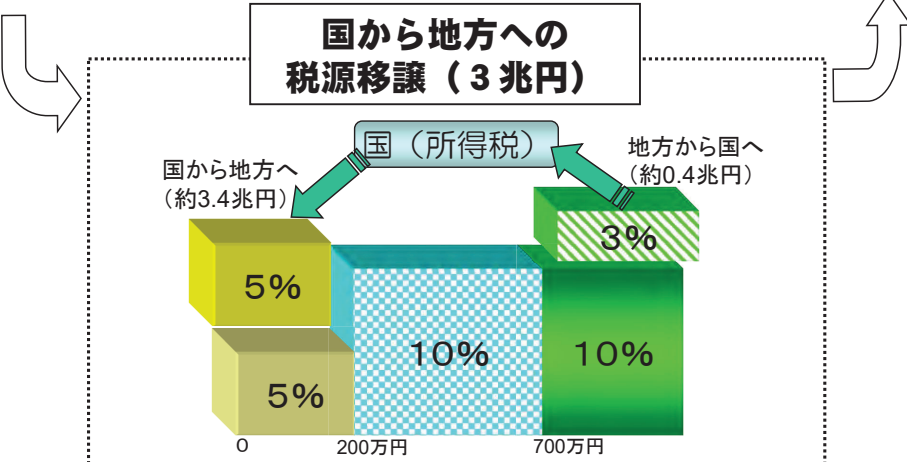
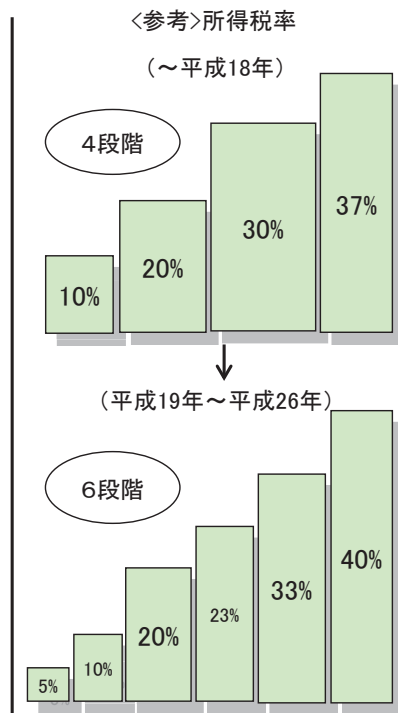
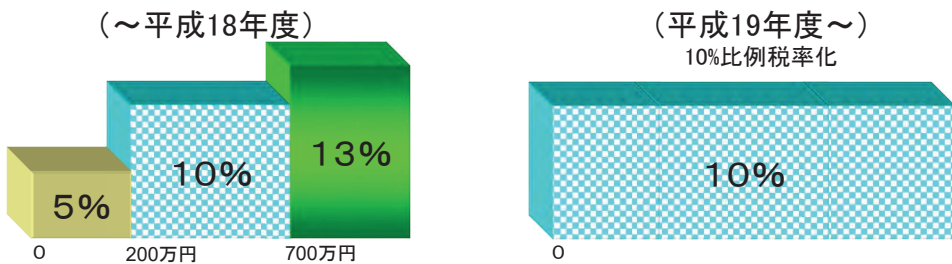
個人住民税の税率の推移(イメージ図)



(注) 1. 給与収入及び課税最低限は夫婦2人(子のうち1人は一般扶養控除、もう1人は特定扶養控除の対象)の場合の数値である。
 2. 住民税は平成12年度(所得税は平成12年)及び平成27年度(平成27年)において、社会保険料控除額の近似式の係数の改訂が行われている。
 3. 平成27年分以後の所得税については、課税所得4,000万円超について45%の税率を設けている。(平成19年分～26年分は、所得税の最高税率は40%)

個人住民税の税率構造

○ 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、10%比例税率化。



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%

(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる

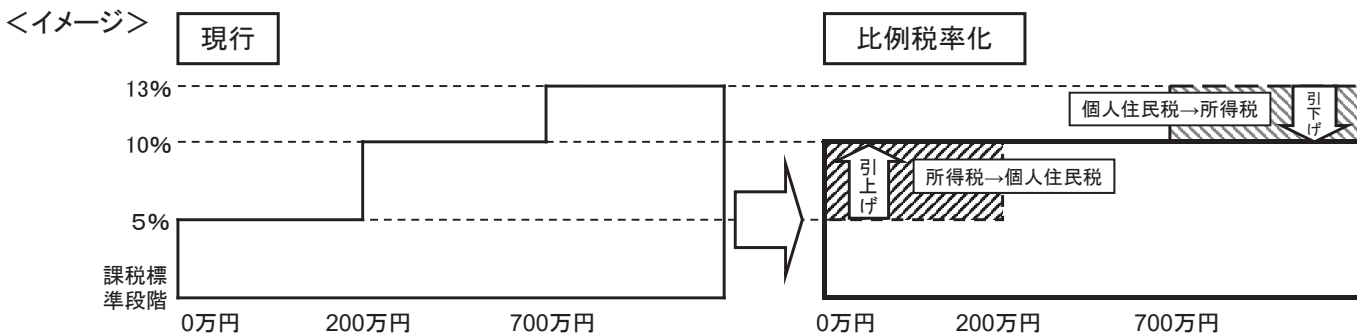
過去の税源移譲に関する議論

※平成17年度改正における税調資料

地方分権推進のための「地方税財政改革」(「三位一体の改革」について)

(平成16年4月26日 経済財政諮問会議 麻生総務大臣提出資料) (抄)

個人住民税(所得割)の10%比例税率化により、約3兆円規模の税源移譲を実施



※ これに伴う納税者負担の調整等のため、所得税(国税)においても、所要の制度改革を実施。

比例税率化に伴い、税源の偏在状況が縮小。

	個人住民税所得割 (H14決算)	現行シェアの場合の移譲額	10%比例税率化による移譲額	(参考)人口
全国合計 A	8.05兆円	約3兆円	約3兆円	1億2,700万人
うち東京 B	1.32兆円	約4,800億円	約3,000億円	1,210万人
B/A	約16%	約16%	約10%	約10%

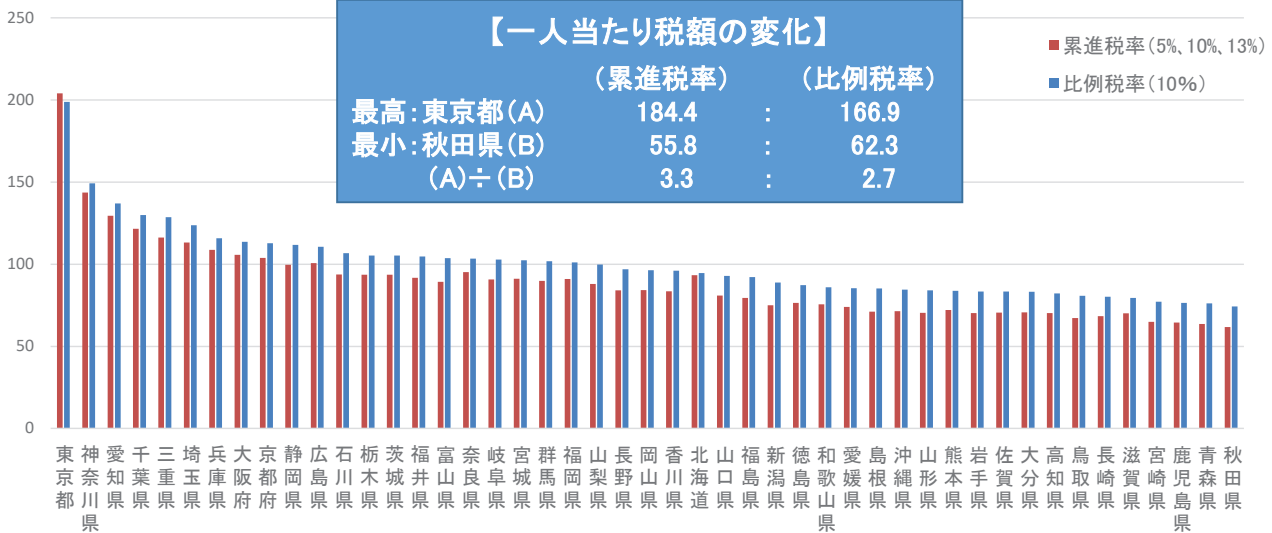
注1. 「東京」は都と市区町村の合計値。

3. 人口は、平成12年度国勢調査による。

2. 東京の10%比例税率化による移譲額は、課税状況に基づく推計値。

一人あたり税額の比較(全国平均=100)

- 個人住民税所得割の一人あたり税額を比例税率と累進税率で比較すると、最高(東京都)と最低(秋田県)の差は比例税率の方が小さくなる。
- これは、13%→10%の減収影響は、高所得者が多い団体に大きく作用する一方、5%→10%の影響はすべての納税者に発生し、すべての団体に作用することから、税収の偏在是正効果が得られているもの。

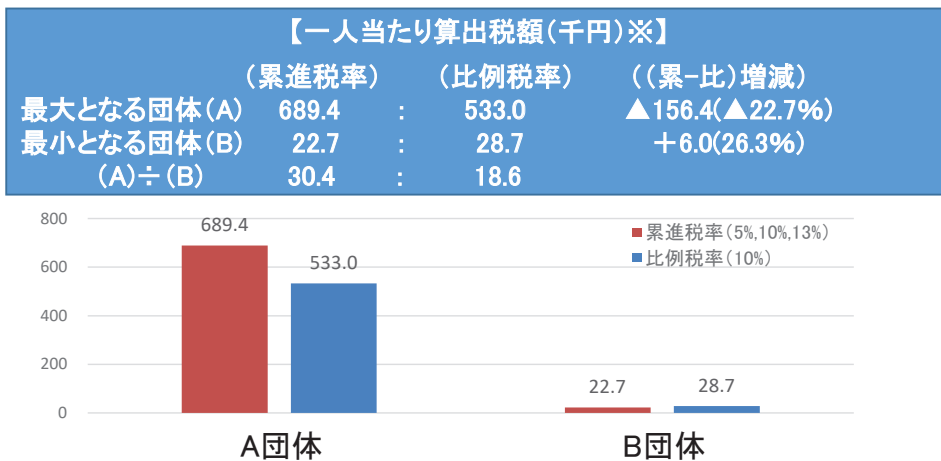


- ※1 令和2年度市町村税課税状況の調及び令和2年1月1日住民基本台帳人口による。
- ※2 一人当たりの税額は、令和2年度市町村税課税状況の調(第11表(課税標準額段階別令和2年度分所得割額等に関する調(合計)))の課税標準額に税率(※3)を乗じて算出したものから税額控除等を引いて算出したものを令和2年1月1日住民基本台帳人口で割ったもの。
- ※3 税率は、比例税率においては、市町村住民税は6%、都道府県住民税は4%(政令市においては市分8%、都道府県2%)とし、累進税率においては、課税標準額に応じて市町村住民税は200万円以下:3%、200万円超え700万円以下:8%、700万円超え:10%とし、道府県住民税は700万円以下:2%、700万円超え:3%とする。
- ※4 各都道府県の係数は、比例税率と累進税率のそれぞれにおいて、一人当たりの税額(※2)の全国平均の数値を100として算出したもの。

19

一人あたり税額による比較(全国平均=100)

- 個人住民税所得割の一人あたり税額において、最大となる団体と最小となる団体を比較すると、累進税率においては30.4倍となるが、比例税率においては18.6倍となる。



市町村住民税所得割納税義務者の状況(人)	市町村住民税課税標準額200万円以下の金額	市町村住民税課税標準額200万円を超え700万円以下	市町村住民税課税標準額700万円を超え	合計	(参考)総人口
A団体	51,644(35.2%)	59,652(40.7%)	35,283(24.1%)	146,579	260,379
B団体	1,304(82.0%)	284(17.9%)	3(0.1%)	1,591	6,607

- ※1 令和2年度市町村税課税状況の調及び令和2年1月1日住民基本台帳人口による。
- ※2 一人当たりの税額は、令和2年度市町村税課税状況の調(第11表(課税標準額段階別令和2年度分所得割額等に関する調(合計)))の課税標準額に税率(※3)を乗じて算出したものから税額控除等を引いて算出したものを令和2年1月1日住民基本台帳人口で割ったもの。
- ※3 税率は、比例税率においては、市町村住民税は6%、都道府県住民税は4%(政令市においては市分8%、道府県分2%)とし、累進税率においては、課税標準額に応じて市町村住民税は、200万円以下:3%、200万円超え700万円以下:8%、700万円超え:10%、都道府県は700万円以下:2%、700万円超え:3%とする。

(個人住民税における税率の採用状況)

個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況

- 所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。
 - ・ 所得割: 道府県民税4%、市町村民税6% (※)
 - ・ 均等割: 道府県民税1,500円、市町村民税3,500円 (※)
 (※) 指定都市に住所を有する場合は、道府県民税2%、市町村民税8% (※) いずれも復興財源確保のための500円の引上げ込みの額
- 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。

所得割

○道府県民税

- ・ 4.025% : 神奈川県 (指定都市2.025%)
- (4% : 標準税率 (指定都市2%))

○市町村民税

- ・ 6.1% : 豊岡市 (兵庫県)
- (6% : 標準税率 (指定都市8%))
- ・ 7.7% : 名古屋市 (指定都市)
- ・ 5.4% : 田尻町 (大阪府)

(令和2年4月1日現在)

均等割

○道府県民税

- ・ 2,700円 : 宮城県
- ・ 2,500円 : 岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
- ・ 2,300円 : 秋田県、滋賀県、兵庫県
- ・ 2,200円 : 栃木県、群馬県、愛媛県
- ・ 2,100円 : 京都府
- ・ 2,000円 : 富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・ 1,900円 : 静岡県
- ・ 1,800円 : 神奈川県、大阪府
- (1,500円 : 標準税率)

○市町村民税

- ・ 4,400円 : 横浜市
- ・ 3,900円 : 神戸市
- (3,500円 : 標準税率)
- ・ 3,300円 : 名古屋市
- ・ 3,200円 : 田尻町 (大阪府)

(注) 総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、
「市町村税の税率等に関する調」より作成

(参考) 地方税法 (抄)

○ 所得割

【道府県民税】

第三十五条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(第三十七条及び第三十七条の二において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の二)の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、同一の標準税率ごとに一の率でなければならない。

【市町村民税】

第三百四十四条の三 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(第三百四十四条の六及び第三百四十四条の七において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の八)の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

○ 均等割

【道府県民税】

第三十八条 個人の均等割の標準税率は、千円とする。(※)

【市町村民税】

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。(※)

(※) 復興財源確保のため、標準税率が道府県民税、市町村民税いずれも500円引き上げられている(平成26年度～令和5年度)。

市町村民税(個人住民税均等割)の税率採用別団体数の推移

年度	昭和55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
標準税率未満		3	2										2	1							
標準税率	3,137	3,134	3,137	3,139	3,142	3,152	3,156	3,158	3,150	3,151	3,152	3,144	3,142	3,144	3,144	3,146	3,208	3,209	3,212	3,210	
超過税率	119	119	117	117	114	101	98	95	94	94	93	92	91	90	89	88	23	23	21	20	
不均一課税等						1			2	1	1	2	3	3	3	1	2	1			
合計	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	3,254	3,254	3,253	3,246	3,246	3,246	3,240	3,237	3,237	3,236	3,235	3,233	3,233	3,233	3,230	

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	
標準税率未満												2	2	2	3	2	1	1	2	2	2	2
標準税率	3,210	3,207	3,200	3,165	3,101	2,396	1,843	1,826	1,810	1,797	1,745	1,743	1,738	1,737	1,738	1,738	1,738	1,738	1,738	1,737	1,737	
超過税率	20	19	18	18				1	1	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	
不均一課税等		1	1	8																		
合計	3,230	3,227	3,219	3,191	3,101	2,396	1,843	1,827	1,811	1,800	1,750	1,747	1,742	1,742	1,742	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	

- (注) 1「市町村民税の税率等に関する訓」(毎年4月1日現在)による。
 2平成18年度から東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。
 3平成8年度から昭和三十七年度は、市制施行等で市町村区分が上位変更した場合は、標準税率を採用しているものとして計上している。
 4「不均一課税等」には、合併等により経過的に新団体としての標準税率以外の税率を採用している団体等を含むものである。
 5平成16年度改正による人口段階別の税率区分の廃止により、超過課税を行う団体は平成18年度まではゼロだった。
 6平成23年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、埼玉県北本市2,700円、愛知県大治町1,000円である。
 7平成24年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市2,800円、沖縄県金沢町2,700円である。
 8平成25年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市2,800円、沖縄県金沢町2,700円、大阪府和泉市100円である。
 9平成25年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市3,500円(平成19年度から)、神奈川県横浜市3,900円(平成21年度から)である。
 10平成26年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市3,300円、沖縄県金沢町2,200円である。
 11平成26年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市4,000円(平成19年度から)、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。
 12平成27年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市3,300円である。
 13平成27年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市4,000円(平成19年度から)、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。
 14平成28年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市3,300円である。
 15平成28年4月1日現在の超過税率採用団体は、北海道夕張市4,000円(平成19年度から)、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。
 16平成29年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市3,300円、大阪府田原町3,200円である。
 17平成29年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。
 18平成30年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市3,300円、大阪府田原町3,200円である。
 19平成30年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)である。
 20平成31年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市3,300円、大阪府田原町3,200円である。
 21平成31年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)、兵庫県神戸市3,900円(令和元年度から)である。
 22令和2年4月1日現在の標準税率未満採用団体は、愛知県名古屋市3,300円、大阪府田原町3,200円である。
 23令和2年4月1日現在の超過税率採用団体は、神奈川県横浜市4,400円(平成21年度から)、兵庫県神戸市3,900円(令和元年度から)である。
 (参考) 個人の市町村民税均等割の課税標準税率は、一律3,000円である。(平成26年度から令和5年度までは3,500円)

23

個人の道府県民税に係る超過課税の実施状況及び検討状況

均等割

(令和2年4月1日現在の悉皆調査をベースに、その後の検討状況について報道等により把握したものを令和3年4月1日現在でとりまとめたもの)

税率	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,500円	2,700円	導入年度	備考
都道府県										
北海道										
青森県										
岩手県						○			18	
宮城県							○		23	
秋田県						○			20	
山形県							○		19	
福島県							○		18	
茨城県							○		20	
栃木県					○				20	
群馬県					○				26	
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県	○								19	
新潟県										
富山県			○						19	
石川県			○						19	
福井県										
山梨県			○						24	
長野県			○						20	
岐阜県							○		24	
静岡県		○							18	
愛知県			○						21	
三重県							○		26	
滋賀県						○			18	

税率	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,500円	2,700円	導入年度	備考
都道府県										
京都府				○						28
大阪府	○									28
兵庫県							○			18
奈良県			○							18
和歌山県			○							19
鳥取県			○							17 ※1
島根県			○							17
岡山県			○							16
広島県			○							19
山口県			○							17
徳島県										
香川県										
愛媛県						○				17 ※2
高知県										15
福岡県			○							20
佐賀県			○							20
長崎県			○							19
熊本県			○							17
大分県			○							18
宮崎県			○							18
鹿児島県			○							17
沖縄県										
団体数計	2	1	20	1	3	3	6	1		実施団体数 37

※1 19年度課税までは税率1,300円、※2 21年度課税までは税率1,500円

(参考) 個人の道府県民税均等割の標準税率は、年額1,500円。
 ※ 超過課税を実施中又は条例制定済のすべての団体における実施理由は、「森林環境保全」や「水環境の保全・再生」となっている。
 ※ 標準税率は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のため、平成26年度から令和5年度の間に、年額500円引上げることとされており、全都道府県が条例制定済である。

所得割

実施中 1団体
 ・税率 4.025% 神奈川県(19年度)
 (指定都市に住所を有する場合は2.025%)

(参考) 個人の道府県民税所得割の標準税率は、一律4%。

(3) 収入金額所得計算、人的控除等 (ライフコースや住む場所、働く場所の多様化に 対応した税制のあり方)

25

収入金額所得計算、人的控除等の改正経緯(概要)

改正年度	改正内容	適用年度
昭和62年度	・ 配偶者特別控除の創設 (14万円)	昭和63年度
昭和63年度	・ 特定扶養控除創設 (35万円) ・ 配偶者特別控除拡充 (14万円→30万円)	平成2年度
平成15年度	・ 配偶者特別控除 (上乘せ部分) の廃止	平成17年度
平成16年度	・ 老年者控除の廃止 (48万円→0円) ・ 公的年金等控除の見直し (老年者控除を廃止することと併せて、65歳以上の者の公的年金等控除の最低補償額を120万円とする等の措置)	平成18年度
平成22年度	・ 扶養控除 (16歳未満の年少部分) の廃止	平成24年度
平成24年度	・ 給与所得控除の見直し (適用上限設定: 1500万円、控除上限額245万円)	平成26年度
平成26年度	・ 給与所得控除の見直し (適用上限設定: 1200万円、控除上限額230万円) (適用上限設定: 1000万円、控除上限額220万円)	平成29年度 平成30年度
平成29年度	・ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し 配偶者特別控除について、控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限引上げ等を措置 配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者の合計所得金額に応じて乗除額が逡減・消失する仕組み導入	令和元年度
平成30年度	・ 基礎控除の見直し (納税者の合計所得金額に応じて控除額が逡減・消失する仕組みの導入) ・ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え 給与所得控除額・公的年金等控除額を10万円引下げ 基礎控除額を33万円から43万円に引上げ ・ 給与所得控除の見直し (適用上限設定: 850万円、控除上限額195万円) ・ 公的年金等控除の適用上限額を導入 (公的年金等収入1000万円超)	令和3年度
令和2年度	・ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し (ひとり親控除30万円)	令和3年度

人的控除の種類及び概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		本人の所得要件	
			令和3年度	(参考) 所得税(令和2年)		
基礎的 な 人的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	最高 43万円	最高 48万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が遡減)
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			—
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が遡減)
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高 38万円	最高 48万円	
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円を超え133万円未満である配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が遡減)
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする合計所得金額が48万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特別 な 人的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	—
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ・夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	26万円	27万円	合計所得金額500万円以下
基礎的 な 人的 控 除	ひとり親控除	令和3年度 (2021年度)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	30万円	35万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	合計所得金額75万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

27

その他の所得控除制度

① 個人住民税

控除の種類	概要	控除額の計算方法			
雑損控除※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)×年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額-5万円			
医療費控除※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$			
	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った特定} \\ \text{一般用医薬品等} \\ \text{購入費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - 1万2千円 = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額8万8千円)}$			
社会保険料控除※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額			
小規模企業共済等掛金控除※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額			
生命保険料控除	旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料を支払った場合に控除(それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額70,000円を限度とする)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">年間支払保険料等 15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超</td> <td style="width: 40%; vertical-align: top; text-align: center;">控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円(適用限度額)</td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">生命保険・個人年金保険 に関して、新契約と旧契約 の保険料を支払っている場 合には、新旧契約それぞれの 計算方法により算出した 金額の合計額が控除額とな る。 (各保険ごとの控除限度額 28,000円、全体の控除限度 額70,000円)</td> </tr> </table>	年間支払保険料等 15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円(適用限度額)	生命保険・個人年金保険 に関して、新契約と旧契約 の保険料を支払っている場 合には、新旧契約それぞれの 計算方法により算出した 金額の合計額が控除額とな る。 (各保険ごとの控除限度額 28,000円、全体の控除限度 額70,000円)
	年間支払保険料等 15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円(適用限度額)	生命保険・個人年金保険 に関して、新契約と旧契約 の保険料を支払っている場 合には、新旧契約それぞれの 計算方法により算出した 金額の合計額が控除額とな る。 (各保険ごとの控除限度額 28,000円、全体の控除限度 額70,000円)		
新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除(それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額70,000円を限度とする)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">年間支払保険料等 12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超</td> <td style="width: 40%; vertical-align: top; text-align: center;">控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円(適用限度額)</td> <td></td> </tr> </table>	年間支払保険料等 12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円(適用限度額)		
年間支払保険料等 12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超	控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円(適用限度額)				
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除(最高限度額2万5千円)			

(注1) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除
(注2) 医療費控除はどちらかの選択制

② 所得税

控除の種類	概要	控除額の計算方法
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)×10% ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$
	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った特定} \\ \text{一般用医薬品等} \\ \text{購入費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等} \\ \text{で補てん} \\ \text{される額} \end{array} \right) - 1万2千円 = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額8万8千円)}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料を支払った場合に控除(それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額100,000円を限度とする)	年間支払保険料等 25,000円以下 25,000円超50,000円以下 50,000円超100,000円以下 100,000円超 控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+12,500円 支払保険料×1/4+25,000円 一律50,000円(適用限度額)
	新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除(それぞれについて左記の計算方法で計算し、合計額120,000円を限度とする)	年間支払保険料等 20,000円以下 20,000円超40,000円以下 40,000円超80,000円以下 80,000円超 控除額 支払保険料の全額 支払保険料×1/2+10,000円 支払保険料×1/4+20,000円 一律40,000円(適用限度額)
地震保険料控除	地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の全額を控除(最高限度額5万円)
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	次のいずれか低い方の金額-2千円 ① 特定寄附金の合計額 ② 年間所得金額×40% (参考)認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益社団・財団法人等への寄附については、下記の税額控除と選択して適用することができる。 (次のいずれか低い方の金額-2千円)×40% ① 認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益社団法人・財団法人等への寄附金額の合計額 ② 年間所得金額×40% ※ 所得税額の25%を限度

- (注1) 平成17年度改正により、寄附金控除の対象限度額を30%(改正前:25%)に引き上げる見直しが行われている。
(注2) 平成18年度改正により、寄附金控除の適用下限額を5千円(改正前:10万円)に引き上げる見直しが行われている。
(注3) 平成19年度改正により、寄附金控除の控除対象限度額を40%(改正前:30%)に引き上げる見直しが行われている。
(注4) 平成22年度改正により、寄附金控除の適用下限額を2千円(改正前:5千円)に引き上げる見直しが行われている。
(注5) 平成23年度改正により、認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益社団・財団法人等への寄附については所得控除と税額控除を選択により控除する見直しが行われている。
(注6) 医療費控除はどちらかの選択制

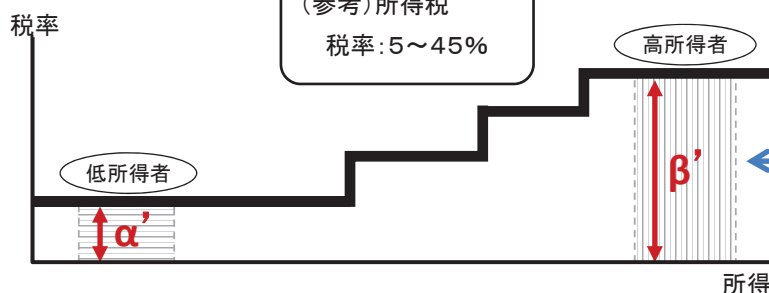
個人所得課税の見直しによる地方税収への影響

○ 高所得者に対する「所得計算上の控除」や「人的控除」を縮減・適正化する場合、累進税率である所得税よりも、10%比例税率である個人住民税の方が、増収額が小さく、財源確保において難しい面があることに留意。

個人住民税【比例税率】



累進税率のイメージ



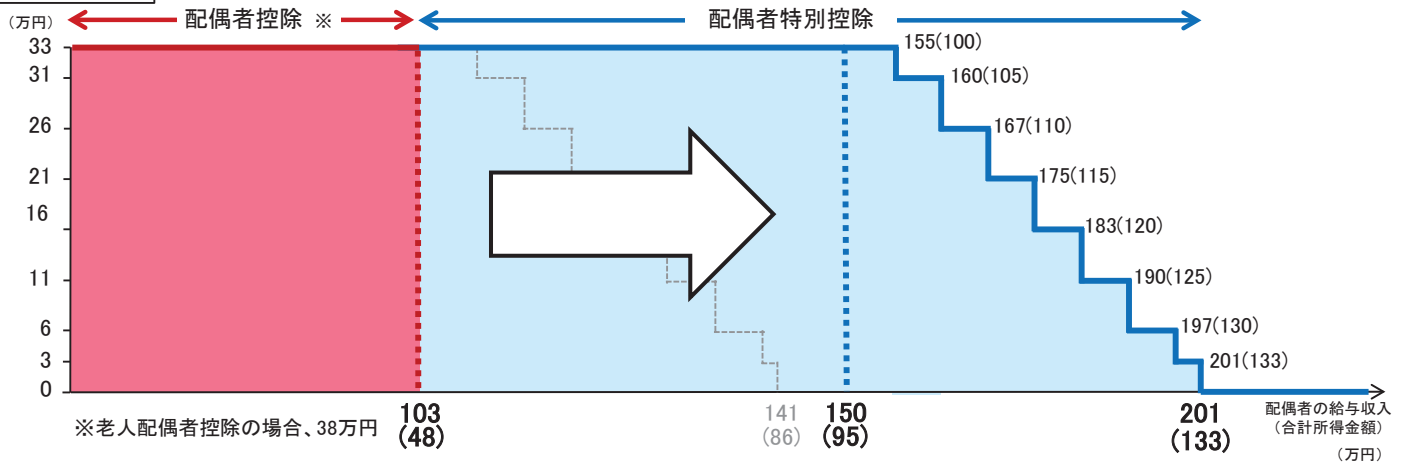
高所得者の税率は、所得税より個人住民税の方が低いため、高所得者の人的控除等の縮減・適正化による増収効果は、個人住民税の方が小さい。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(住民税・平成29年度改正)

○ 働きたい人が就業調整を意識しないで働くことのできる環境作りに寄与する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。

○ 納税者本人の給与収入が1,095万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

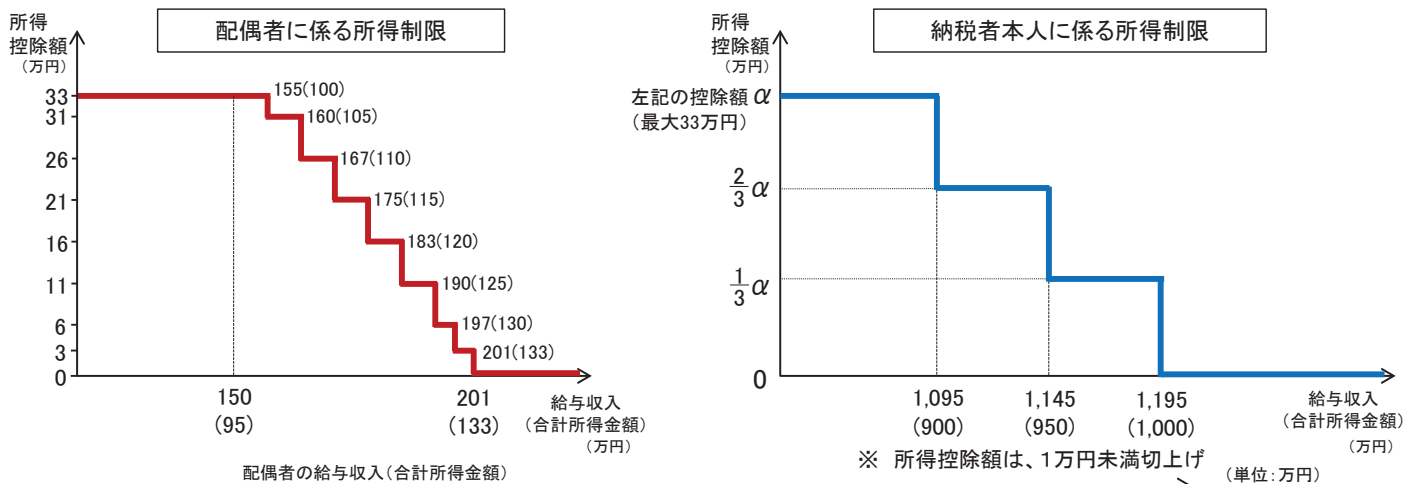
見直し前: なし
(配偶者特別控除は、給与1,195万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)

見直し後:
給与1,095万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、
給与1,195万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)超1,195万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,095～1,145万円(900～950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,145～1,195万円(950～1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,195万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)
納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。

控除額を納税者本人の所得に応じて逡減・消失させていく仕組み(住民税・平成29年度改正)

○ 担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設ける。



納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	配偶者控除 ※		配偶者特別控除								
	～103 (～48)	～150 (～95)	～155 (～100)	～160 (～105)	～167 (～110)	～175 (～115)	～183 (～120)	～190 (～125)	～197 (～130)	～201 (～133)	201～ (133～)
～1,095 (～900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,145 (～950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,195 (～1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,195～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

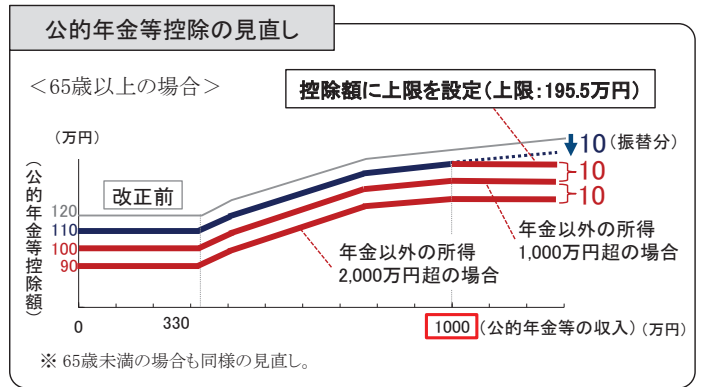
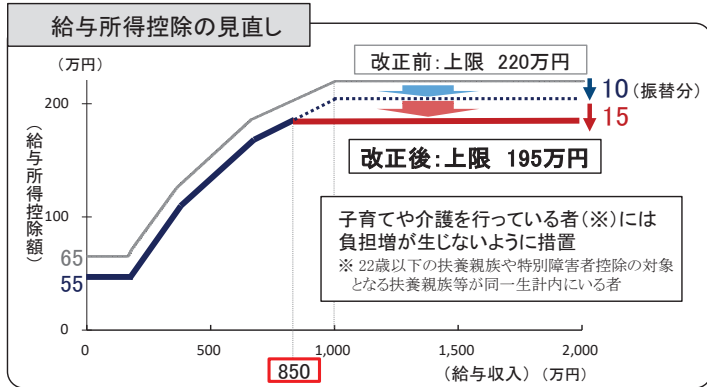
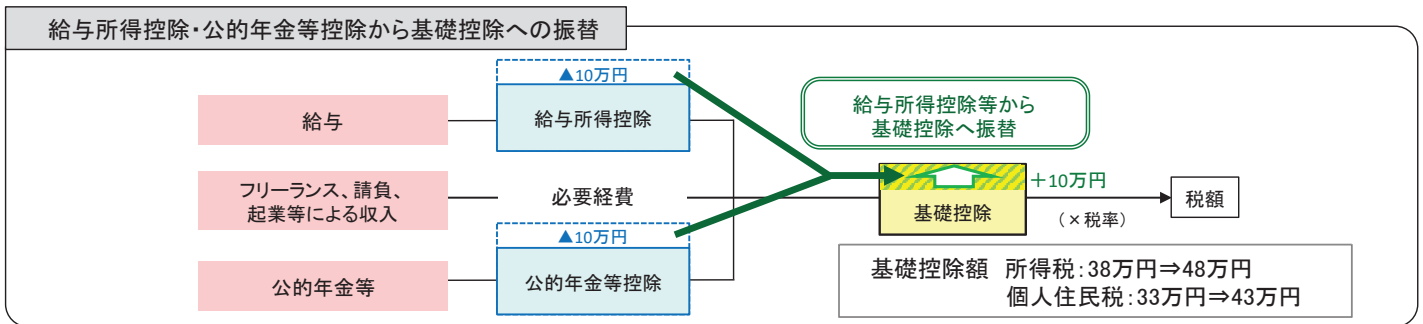
※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①～1,095万円(～900万円)の場合、控除額38万円、②1,095～1,145万円(900～950万円)の場合、控除額26万円、③1,145～1,195万円(950～1,000万円)の場合、控除額13万円、④1,195万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

(注) 納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。

個人所得課税の見直し(平成30年度税制改正)

令和2年分の所得税、令和3年度分の個人住民税から適用

○ 働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。



基礎控除の見直し

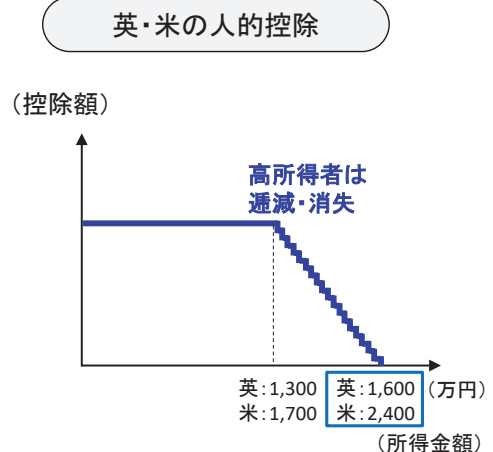
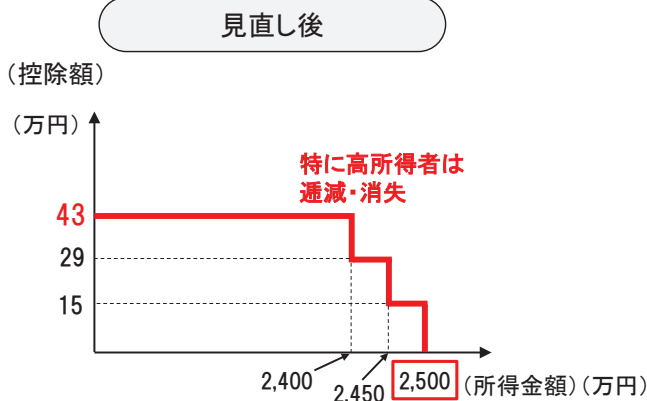
○ 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超から控除額が逦減、2,500万円超から消失する仕組みを設ける。

※ 「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」に伴い、合計所得金額を基準としている配偶者控除における配偶者の所得要件や非課税限度額における基準額等について、給与収入換算で要件等が変わらないよう所要の整備を行う。 33

基礎控除の見直し(平成30年度改正)

○ 生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要はないという考えに基づき、**特に高額**の所得がある者に限って控除を逦減・消失させる。(英・米も同様の仕組み)

前年の所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし



調整控除の見直し

○ 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除が消失することに伴い、調整控除を適用しないこととする。

※ 独・仏の人的控除も、高所得者の税負担の軽減額が過大とならないような仕組み

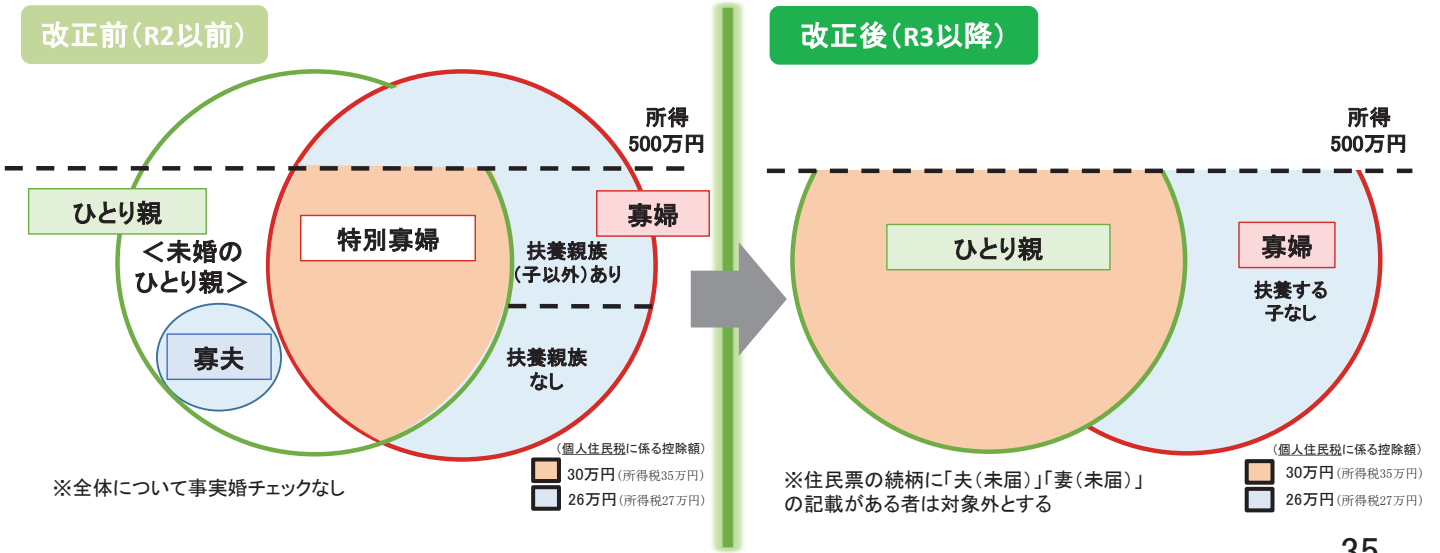
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等(令和2年度改正)

[令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税について適用]

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

1. **婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用**
2. **上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定**

※ 所得500万円(年収678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がない死別女性については現状のままとなる。
 ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。



ひとり親控除改正前後の所得控除額(住民税)(令和2年度改正)

改正前

〔表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)〕

改正後(令和3年度～)

寡婦(寡夫)控除

配偶関係		死別		離別		
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	
扶養親族	有	子	30	26	30	26
	有	子以外	26	26	26	26
	無		26	—	—	—

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親 ～500万円
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	
扶養親族	有	子	30	—	30	—
	有	子以外	26	—	26	—
	無		26	—	—	—

本人が女性

本人が男性

寡婦控除

ひとり親控除

配偶関係		死別		離別	
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～
扶養親族	有	子	26	—	26
	有	子以外	—	—	—
	無		—	—	—

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親 ～500万円
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	
扶養親族	有	子	30	—	30	—
	有	子以外	—	—	—	—
	無		—	—	—	—

※合計所得金額500万円＝年収678万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

- 我が国の個人所得課税については、年功賃金・終身雇用を核とする日本型雇用システムの下、給与所得者が増加し納税者の大半を占めるに至る中、これまでその負担軽減を行う際には、給与所得控除等の所得計算上の控除に著しく依存した見直しが行われてきた。この結果、諸外国では、総じて言えば負担調整における人的控除の役割が大きいものに対して、我が国では基礎控除等の人的控除の果たす役割が比較的小さなものに止まっている。
- 近年、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負うなど働き方の多様化が進展している中、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除の重要性が高まっていると考えられる。このような変化を踏まえ、当調査会は平成27年11月の「論点整理」等において、所得再分配機能の回復を図り、働き方にかかわらず経済力に応じた公平な負担の実現に向け、個人所得課税の諸控除の見直しについての考え方を提示した。
- 平成29年度税制改正で女性の就業促進の観点も踏まえ配偶者控除の見直しが行われたほか、平成30年度税制改正では、フリーランスや起業など様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定の額を超える者について基礎控除額及び配偶者控除額等を通減・消失させるとともに、公的年金等以外に高い所得を得ている者については公的年金等控除の額を引き下げるなど、各種控除の適正化が行われた。

(参考)平成27年11月の「論点整理」で提示した人的控除の控除方式

- ① 課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式
- ② 一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式
- ③ 所得控除方式の下において、控除額に一定の上限を設け、所得の増加に応じて控除額を通減・消失させる方式

37

- 今後も、働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要である。その際、収入のあり方の多様化も踏まえ、事業所得等に対する適正・公平な課税を実現するための環境整備についても検討していく必要がある。
- また、個人住民税についても、働き方の多様化等を踏まえ、前述した見直しの方向性に沿った検討を進めていくことが必要である。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有することや、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格等を踏まえる必要がある。

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

- 人生100年時代において、働き方やライフコースが多様化しており、全世代型社会保障の構築と合わせて、一人ひとりの個人が老後の生活に備えるための準備を公平に支援するための税制の構築が求められている。我が国においては、これまで企業年金や個人型確定拠出年金(iDeCo)等の私的年金に関する税制が段階的に整備・拡充されてきた中、働き方の違い等によって税制の適用関係が異なることや、各制度それぞれで非課税拠出枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。
- 諸外国の例を見ると、企業年金・個人年金等の私的年金が老後の生活の重要な支えになっており、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないように配慮する仕組みも整備されている。例えばイギリスやカナダにおいては、加入している私的年金等の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出を行えるよう、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額を設けており、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような仕組みとなっている。また、諸外国では、拠出・運用段階は一定の限度額まで非課税としつつ、給付段階においては、我が国のような年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に課税とする例が多くなっている。諸外国の個人所得課税における負担調整では、特定の収入にのみ適用される所得計算上の控除ではなく、人的控除の役割が大きいことは、上述のとおりである。

(参考) 諸外国における企業年金・個人年金の非課税拠出限度額

- ・イギリス、カナダでは、非課税拠出限度額について共通枠が設けられており、企業年金、個人年金いずれに拠出した場合でも、非課税にできる拠出額の合計額は一定にされている。
- ・アメリカでは、企業年金加入者について、個人退職勘定(IRA: Individual Retirement Account)の非課税拠出限度額を所得に応じて適減させるなど、働き方による差が大きくなるように工夫されている。
- ・フランスでは、企業年金や自営業者用の私的年金など、制度ごとに非課税拠出限度額が設定されているが、各制度に拠出した金額が個人年金である個人年金貯蓄制度(PERP: Plan d'épargne retraite populaire)の非課税拠出限度額から控除されることで調整がなされている。

- 我が国においても、こうした諸外国の例も参考にしつつ、**働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要がある。**
- **退職給付に係る税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって取扱いが大きく異なり、退職給付のあり方に対して中立的ではなく、また、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが、転職の増加など働き方の多様化を想定していないとの指摘がある。**
- 退職金も含めた賃金形態の多様化や転職機会の増加などが進む中、**給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要**である。
- こうした課題については、諸外国と我が国では雇用慣行等の経済社会環境や公的年金制度に違いがあることや、企業年金・個人年金等は企業の退職給付のあり方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行っていくべきである。
- 上述の企業年金・個人年金等に関する税制のほか、近年、貯蓄・投資等に関する税制も整備・拡充されてきているが、**勤労者財産形成年金貯蓄やNISA(少額投資非課税制度)など様々な制度が並立する中、引出し制限の有無や少額からの積立を促す仕組みの有無など、制度間での差異が存在している。**今後は、一人ひとりのライフプランに応じた積立・分散投資など、**退職後の生活への計画的な準備を適切に支援していく観点から、関連する税制を整理していく必要がある。**その際、利用者の視点に立って、簡素で分かりやすい制度にすることが重要である。
- また、**金融所得については、これまで一体化の取組が進められてきており、他の所得と分離して比例的な税率で課税されている。**今後の課税のあり方については、**勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、諸外国の税制も参考にしつつ、総合的に検討していくべきである。**

39

5. 持続可能な地方税財政基盤の構築

- 地方公共団体は、福祉、教育など住民生活に密着した行政サービスを提供し、経済社会の変化に応じて生じる地域社会での様々な課題に対応している。地方税は、地方公共団体が地域の実情に即した行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであり、地域住民がその能力と受益に応じて負担し合うものである。このことから、地方税は、応益性を有し、負担を分かち合うものであること、さらに、地域的な偏在性が小さく、税収が安定したものであることが望ましい。
- **個人住民税は、地域社会の費用について、住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有するとともに、税源の偏在性が小さく、税収の安定性を備えた税である。**また、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されており、**地方公共団体が提供する福祉等の行政サービスの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものである。**こうしたことを踏まえ、**個人住民税については、地方自治を支える基幹税として、今後とも、適切に確保していくことが必要**である。

○令和3年度与党税制改正大綱(抄)

令和2年12月10日
自由民主党
公明党

第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

(4) 寄附金税制

寄附金控除に関する経緯(概要)

改正年度	内容	適用年度
平成元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金控除の創設 ・ 控除方式：所得控除 ・ 適用下限額：10万円 ・ 寄附金額の上限：総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の25% 	平成2年
平成3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所地の赤十字社の支部に対する寄附金控除の創設 ・ 控除方式：所得控除 ・ 適用下限額：10万円 ・ 寄附金額の上限：総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の25% 	平成4年
平成5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市区町村に対する寄附金控除の創設 ・ 控除方式：所得控除 ・ 適用下限額10万円 ・ 寄附金額の上限：総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の25% 	平成6年
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税において控除対象となる特定非営利活動に関する寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県、市区町村が条例において指定するものを追加 ・ 控除方式を税額控除に変更 ・ 都道府県、市区町村への寄附金について、特例控除の創設（ふるさと納税） ・ 適用下限額を5千円に引下げ ・ 寄附金額の上限：総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額の30% ・ 特例控除額の上限：所得割の10% 	平成21年
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県、市区町村が条例において指定するものを追加 ・ 適用下限額を2千円に引下げ 	平成24年
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例控除額の上限：所得割の20%に引上げ ・ 申告の特例手続の創設、申告特例控除の創設 	平成27年
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税指定制度の創設 	平成31年 (令和元年)

43

寄附金税額控除の概要(個人住民税)

寄附金税額控除の対象寄附

- 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
(平成6年度創設、平成21年度拡充(特例控除額の創設)、平成28年度拡充(特例控除額の上限引上げ)、令和元年度改正において指定制度導入)
- 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 (平成2年度創設)
- 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 (平成4年度創設)
- 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金 (平成21年度創設(①)、平成24年度拡充(②))

- ① 国の控除対象寄附金(国に対する寄附金及び政治活動に関する寄附金を除く。)のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例において指定するもの
 - ② NPO法人に対する寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例において個別に指定するもの(平成24年度分の個人住民税(平成23年中の寄附金)から適用)

税額控除額

〈基本控除額〉

$$(寄附金 ※1) - 2,000円) \times 10\% (※2)$$

〈特例控除額(※3)〉

$$(寄附金 - 2,000円) \times (100\% - 10\% (基本控除額) - 所得税率(0 \sim 45\% (※4)))$$

※1 総所得金額等の30%を限度

※2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出

- ・ 都道府県が指定した寄附金は4%
 - ・ 市区町村が指定した寄附金は6%
- } 都道府県と市区町村がともに指定した寄附金の場合は10%

※3 ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の2割を限度

※4 平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率とする

※ 個人住民税の控除は、寄附をした翌年に始まる年度の個人住民税から控除

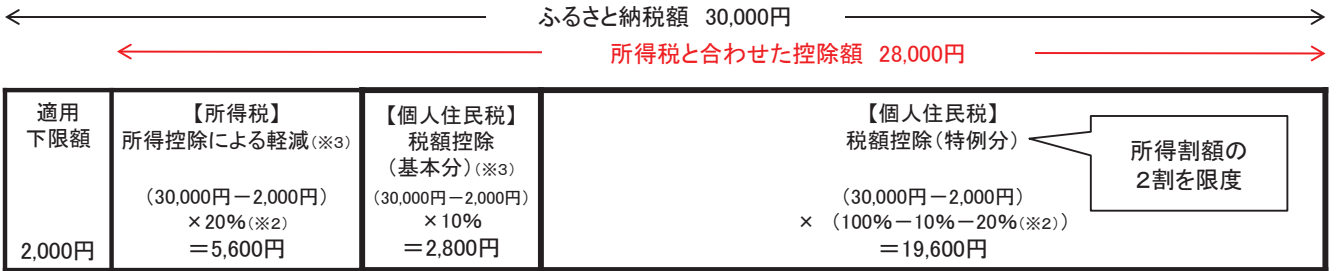
44

ふるさと納税制度について

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除。

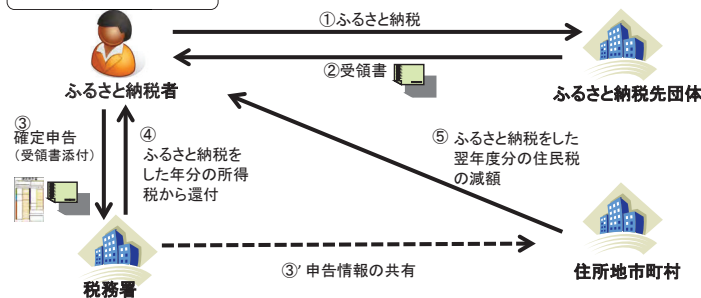
※ 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、ワンストップ特例制度(給与所得者等の寄附者が、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる仕組み)を創設

【控除イメージ(※1)】

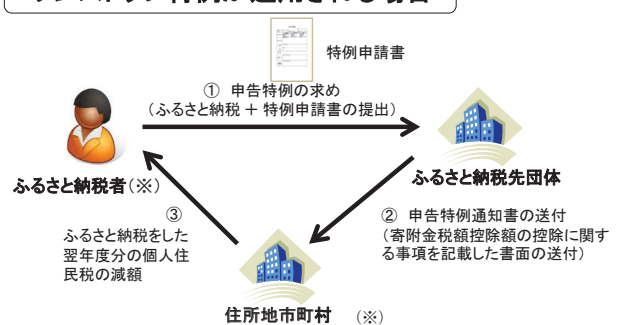


※1 年収750万円の給与所得者(夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

手続(原則)



ワンストップ特例が適用される場合



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

(※)
 ・確定申告が不要な給与所得者等が対象
 ・5団体以内のふるさと納税の場合 **45**

ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月~】

法律改正前

- 地方団体への寄附は、全てふるさと納税の対象
- ・ 「寄附額-2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・ 実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

返礼品競争の過熱

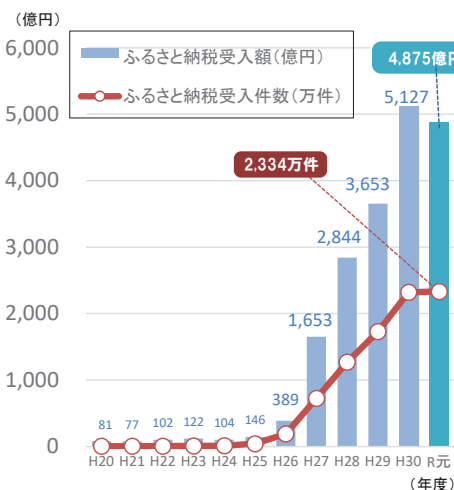
H29、H30の2度にわたる総務大臣通知において良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

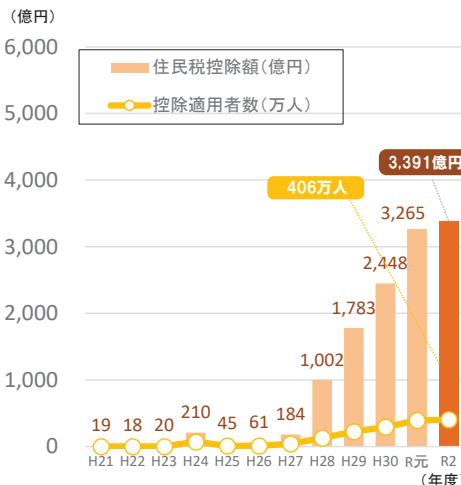
法律改正後(令和元年6月1日施行)

- ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

○ 受入額及び受入件数の推移



○ 住民税控除額及び控除適用者の推移



○ 総務大臣による指定の基準

- 基準① 募集適正基準**
 - ① 制度趣旨に沿った募集の方法
 - ② 経費総額5割以下
 - 基準② 返礼割合3割以下基準**
 - 基準③ 地場産品基準**
- ※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて各基準に適合した募集を行う必要
 ⇒ 基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときには、指定を取消し

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

全ての地方団体に対する基準

基準① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

基準② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

基準③ 返礼品は地場産品とすること

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

基準①

募集の適正な実施に係る基準（平成31年総務省告示第179号第2条）

※以下のいずれにも該当すること

① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
 - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
 - ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
 - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
 - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

② 経費総額5割以下

- 二 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の十六第二項に規定する指定対象期間(同条第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第四項に規定する指定対象期間)において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

※以下のいずれかに該当すること

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

地方への人の流れと地方税について(経済財政諮問会議での議論)

令和2年10月6日
経済財政諮問会議
柳川議員提出資料
(柳川範之東京大学教授)

令和2年10月23日
経済財政諮問会議
民間議員提出資料

新しい流れをつくるための追加改革提案

柳川範之

民間議員ペーパーの議論に加えて、以下の点を提起したい。

・オンラインを活用した大学教育改革

オンラインであれば、定員の制約なし入試のあり方を変革可能
地方にいても低所得でも、トップレベルの大学教育を受けるチャンスに
社会に出て仕事をしてから、大学教育を受ける 学び直しができる
入試の結果ではなく、卒業に意味のある大学へ

・大企業の経営陣に「よそ者」「若者」を大幅に参加させる
そのための「働き方改革」「コーポレートガバナンス改革」

多様な人材が新たな経営戦略を生む
そのために、中途採用者・女性・外国人の割合を増やす
その結果として地方や中小企業へ、大きな人の流れを作り出す

・より実態に沿った地方納税のあり方

居住実態を登録・把握することで、それに合った地方納税を可能に
例えば週末に居住する自治体への部分的な地方税納税はできないか

「新しい人の流れ」の創出で経済に活力を

2020年10月23日

竹森 俊平
中西 宏明
新浪 剛史
柳川 範之

2. 早急に取組むべき重点課題

(4) 地方への人の流れを拡大するための受け皿づくり等

① デジタル活用を通じた地方の医療・介護・教育サービスの強化

● 地方と都会のデジタル教育格差の是正が不可欠。この1年間の
小中高校での利活用状況調査を行い、課題を検証し、教員免許の
在り方や現行規制を見直すべき。

● 大学によるリカレント教育の活性化に向けて、オンラインを大胆
に可能とするよう単位上限や施設等の基準を見直し、履修しやすい
仕組みの構築等を進めるべき。

● オンライン診療の恒久化とともに、マイナンバーカードを活用して
一人ひとりが、予防・健康づくりから診療・服薬まで検査情報を含め
て、オンライン・デジタルで管理ができるようにして、二地域居住や
多地域就業をより利便性が高いものにすべき。

● 二次医療圏を軸にした高度医療体制の強化、社会福祉法人の
大規模化やIT基盤活用等を通じた介護サービスの充実、休眠預金
の利活用を通じた共助社会の強化を推進すべき。

● 二地域居住を前提とした地方税の在り方、義務教育・高校教育
の在り方を検討するなど、人の流れを作り出す自治体を後押しすべ
き。

民間議員からの提言に関する考え方

参考資料

【二地域居住を前提とした地方税の在り方について】

- 個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設されている。
- 多地域居住を行う場合に、この「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。
 - ※ 個人住民税は、1月1日時点の住所地である地方団体が課税しているが、仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することとした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。

51

(参考)平成19年度(ふるさと納税創設時)の整理

「ふるさと納税研究会報告書」(平成19年10月)

総括(本文・抄)

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して

(2) 寄附金税制の進化

「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題ある。

本論(ポイント・抄)

2. 「税」を分割する方式の可能性

○ 「税」を分割する仕組みではなく、「寄附金」税制による。

(1) 受益と負担

- ・ 受益関係がなければ、課税権を法的に根拠付けることはできない。

(2) 課税権

- ・ 条例の効力及び範囲との関係からも、住所地以外の地方団体に住民税の課税権を認めることはできない。

(3) 租税の強制性

- ・ 租税の強制性の観点から、納付先の選択を可能とする仕組みは「税」とは相容れない。

(4) 住民間の公平性

- ・ 政策の合理性及び措置の有効性を勘案した公平性の侵害の程度が一定の範囲にとどまれば許容される。
- ・ 「税」に分類する方式をとる場合に固有の問題ではないが、「寄附金」税制を応用する場合にも考慮することが必要。

(5) 「寄附金」税制を応用する可能性

- ・ 「寄附金」税制を応用する方式をとれば、(1)～(3)の論点はクリアされる。
- ・ (4)の論点は、「寄附金」税制の上限額において考慮すべき問題。

(5) 金融所得課税

53

金融所得課税の改正経緯(概要)

改正年度	改正内容	適用年(年度)
平成14年度	・ 株式譲渡益について申告分離課税への一本化(源泉分離選択課税制度の廃止)	平成15年
平成15年度	・ 道府県民税配当割・株式等譲渡所得割(申告不要制度)の創設、軽減税率(所得税:7%、住民税:3%)の適用	平成16年
平成20年度	・ 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度の創設	平成20年 (平成21年度)
平成25年度	・ 道府県民税配当割・株式等譲渡所得割の軽減税率の廃止 ・ NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設 ・ 損益通算範囲の拡大(特定公社債等)	平成26年 " 平成28年
平成27年度	・ ジュニアNISAの創設	平成28年
平成29年度	・ つみたてNISAの創設	平成30年
令和2年度	・ NISAの見直し・延長	令和6年

主な個人向け金融商品に対する課税方式 [概要]

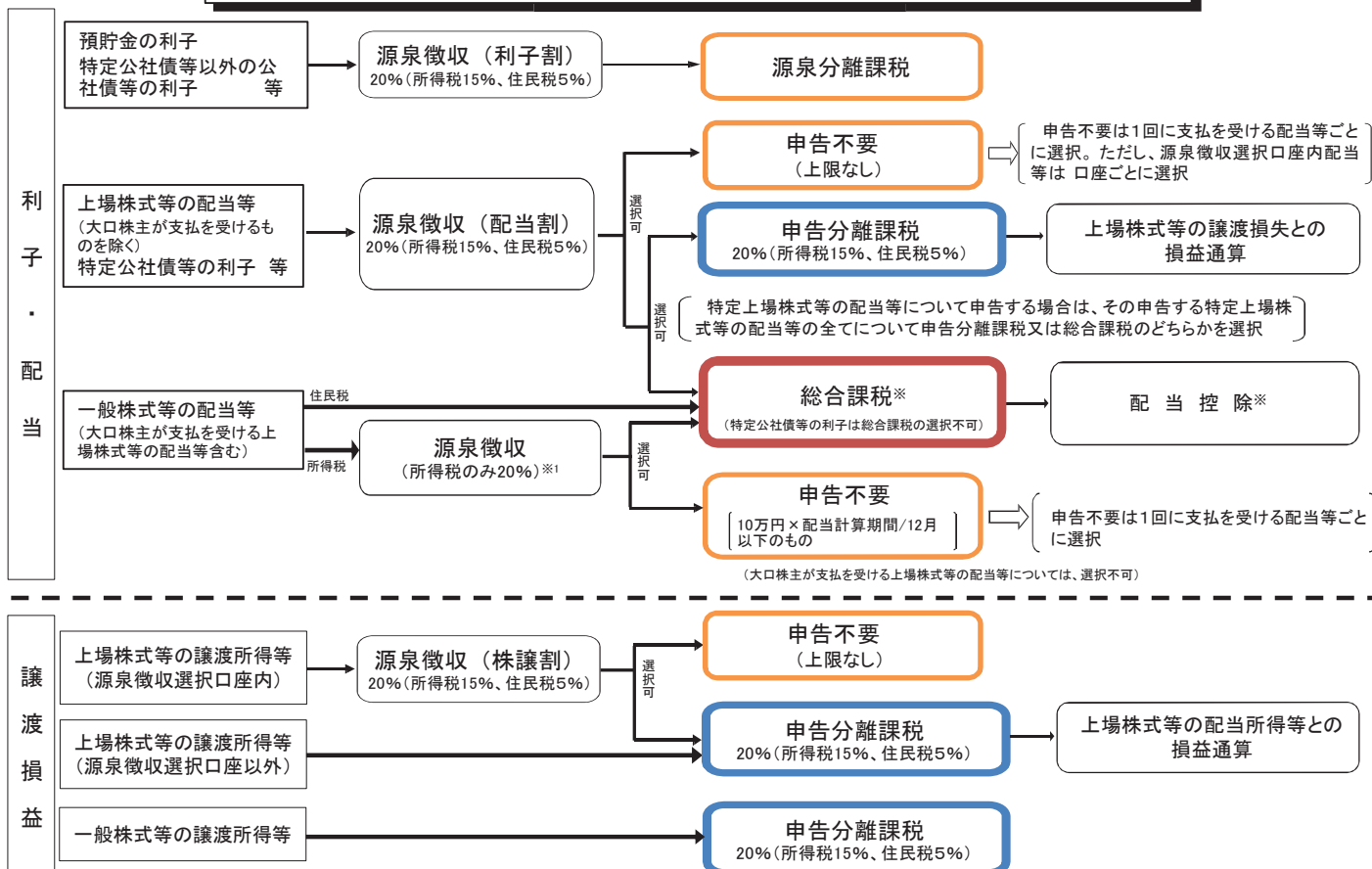
	所得の種類	課税方式	源泉徴収税率 (国税+地方税)
上場株式の配当(大口以外) 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	次のいずれかの選択 ・申告不要 ・総合課税 ・申告分離課税	20%
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	譲渡所得	申告不要 又は 申告分離課税	20%
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税※1 ・特定公社債の利子等について ⇒ 申告不要又は申告分離課税	20%
割引債の償還差益	譲渡所得	申告不要又は申告分離課税※2	・特定口座外の割引債の償還差益について ⇒ 20%
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	譲渡所得	・特定公社債等の譲渡益について ⇒ 申告不要又は申告分離課税 ・一般公社債等の譲渡益について ⇒ 申告分離課税	・特定公社債等の譲渡益について ⇒ 20%

※1 同族会社が発行した社債の利子等でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象。

※2 同族会社が発行した割引債の償還差益でその同族会社の同族株主等が支払を受けるものは総合課税の対象。

55

課税方法(イメージ)

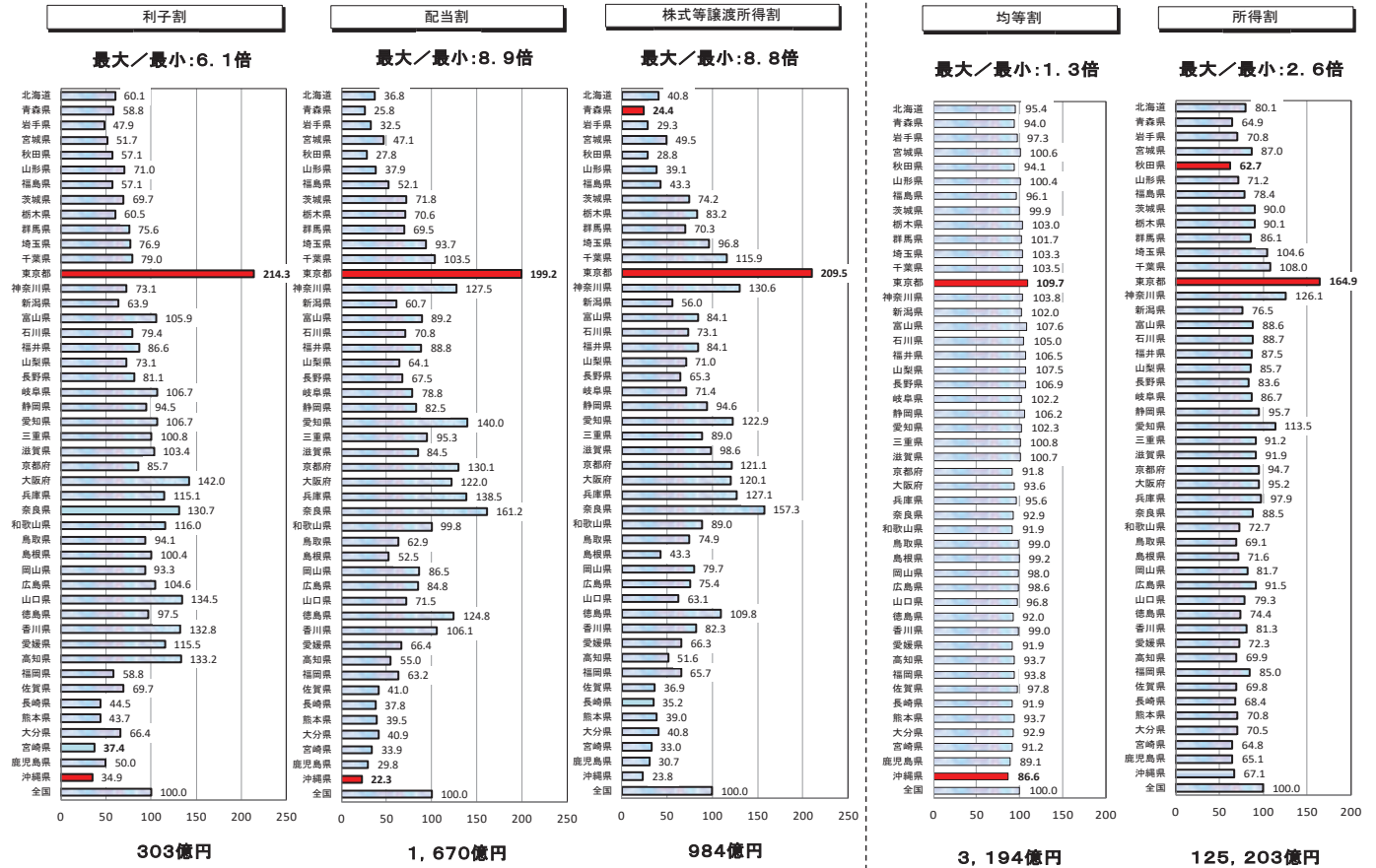


(注1) 「大口株主が支払を受ける上場配当等」とは、株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上である者が支払を受ける配当等をいう。

(注2) 特定上場株式等の配当等とは、①上場株式等の配当等又は利子等、②公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配、③特定投資法人の投資口の配当等をいう。

(※) 上場株式等以外の配当等(大口株主が支払を受ける上場株式等の配当等含む)について、所得税においては、源泉徴収(20%)され、その後申告することで総合課税の上、配当控除が適用される。一方、住民税においては、源泉徴収制度は設けられておらず、総合課税(10%)の上、配当控除が適用されることとなる。

個人住民税における人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)

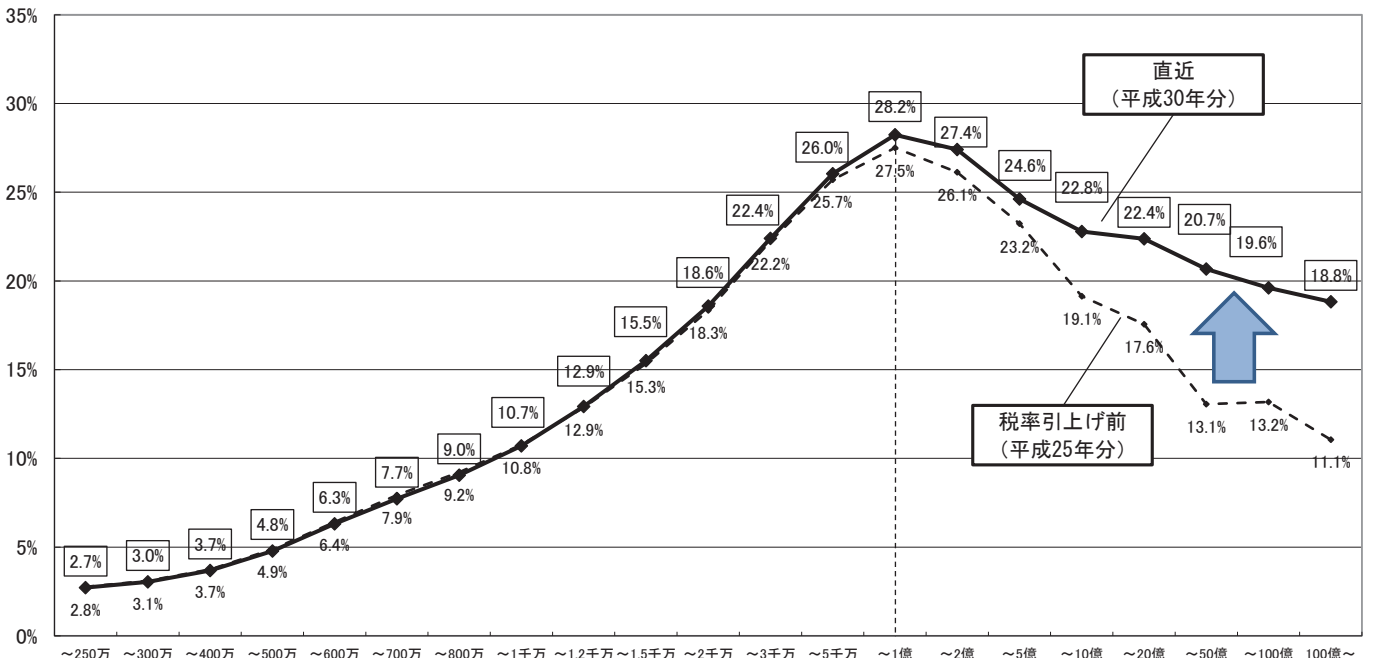


※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
 ※ 令和元年度の決算額をもとに作成

申告納税者の所得税負担率

※財務省作成資料

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。(合計所得金額:円)
 (注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば選付申告書を提出した者)は含まれていない。
 また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

【改正内容】

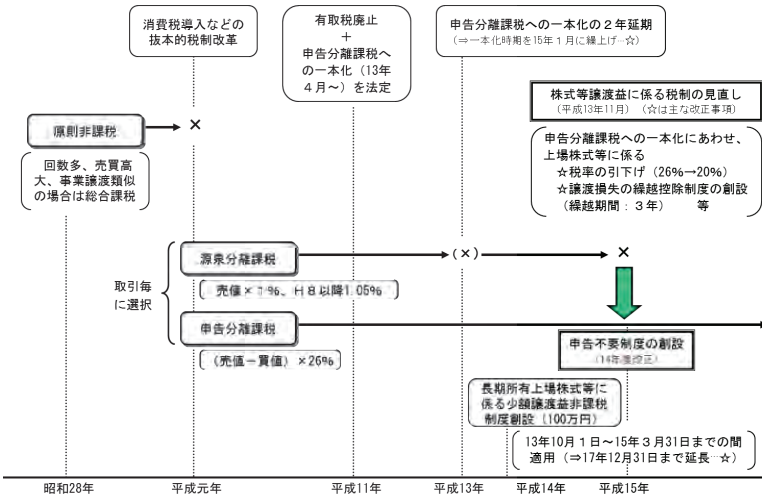
＜平成13年秋＞

- 株式譲渡益課税について、申告分離課税への一本化（源泉分離選択課税制度の廃止）
 ※申告分離課税への一本化については、平成11年度税制改正において、平成13年4月からの実施が法定されていたが、平成13年度税制改正において、2年間延期されていた。
- 上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例の創設（所得税15%、個人住民税5%）、長期所有上場株式等を譲渡した場合の暫定税率の特例の創設（所得税：7%、個人住民税3%）
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の創設

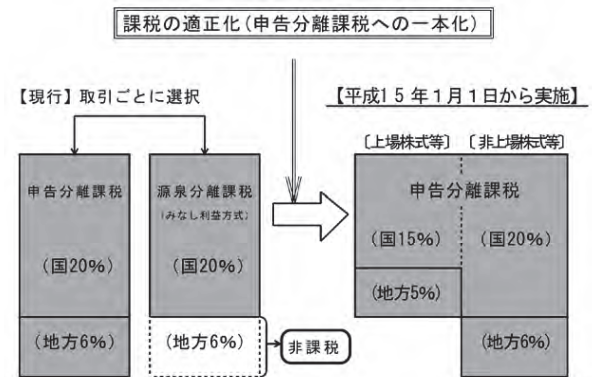
＜平成14年度税制改正＞

- 特定口座制度の創設、特定口座（源泉徴収選択）における源泉徴収（所得税15%）及び申告不要制度の創設

○株式等譲渡益課税の適正化の経緯（平成14年度税制改正）



○株式等譲渡益課税の適正化



平成15年度税制改正＜上場株式等の配当や譲渡益等への源泉徴収（申告不要）制度の導入＞

【改正内容】

- 上場株式等の配当や譲渡益等について、源泉徴収（所得税15%、個人住民税5%）のみで納税が完了する仕組み（申告不要制度）を導入。
- 上記について、5年間の優遇税率（所得税7%、個人住民税3%）の特例を創設。

改正地方税制詳解（平成15年）

従来の金融・証券税制に対し、個人投資家の間には、「新証券税制が複雑で分かりにくい」ということのほか、「税務当局に関わりたくない」という不満があった。(略)小泉内閣総理大臣が当面の経済財政運営についての談話の中で「特に貯蓄から投資への改革のため、国民にわかりやすい簡素な金融・証券税制を構築する等、税制面の改革を推進します。」と述べる等、政府内においても金融・証券税制について「貯蓄から投資へ」との課題への対応や簡素化が強く要請された。こうした中で配当課税及び株式譲渡益課税について、預貯金並の手軽さで株式投資ができる税制とすることが求められたところである。

平成15年度税制改正においては、こうした状況の下で、将来の利子・配当・株式譲渡益に対する課税の一体化を視野に入れ、金融商品間の中立性の確保と課税の簡素化が重要な政策課題となっていることから、上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について一律20%（国税15%、地方税5%）の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み（申告不要）を導入することとされた。

さらに、「貯蓄から投資へ」との現下の政策課題に対応し、個人投資家の積極的な市場参加を促す観点から、これらの所得について今後5年間は10%（国税7%、地方税3%）の優遇税率を適用することとされた。

また、これらの所得について申告不要とし、納税義務者は、源泉徴収のみで課税関係を完了させるか、又は、申告して配当控除や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、各種の所得控除や税額控除の適用を受けること等により税負担の軽減するか、いずれかを選択することができることとされた。

	15.1	16.1	20.1
上場株式等の譲渡益	源泉分離課税 or 申告分離課税 (26%) 10% 住民税: 3%の課税決定 所得税: 7%の源泉徴収 (申告不要) (注)	10%の源泉徴収 (申告不要) (住民税: 3%、所得税: 7%)	20%の源泉徴収 (申告不要) (住民税: 5%、所得税: 15%)
上場株式等の配当 (大口以外)	10%の源泉徴収 (申告不要) (住民税: 非課税、所得税: 10%)	10%の源泉徴収 (申告不要) (住民税: 3%、所得税: 7%)	20%の源泉徴収 (申告不要) (住民税: 5%、所得税: 15%)

※ 15年1月以降は特定口座（源泉徴収口座）を利用 (注) 15年1～3月は15%で源泉徴収した上で年末調整を行う

(注) 総合課税（配当控除適用）の選択可

【改正内容】

- NISA制度の創設 ※上場株式に係る10%の優遇税率の特例は、平成25年12月31日をもって廃止。
- 金融所得課税の一体化を拡充
- 法人に係る利子割の廃止

平成25年度与党税制改正大綱

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

- 1 成長による富の創出に向けた税制措置
- (4) その他

家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大することが課題であり、このため、従来の仕組みを大幅に拡充し10年間、500万円の非課税投資を可能とする日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設及び金融所得課税の一体化の拡充(公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等)を行う。

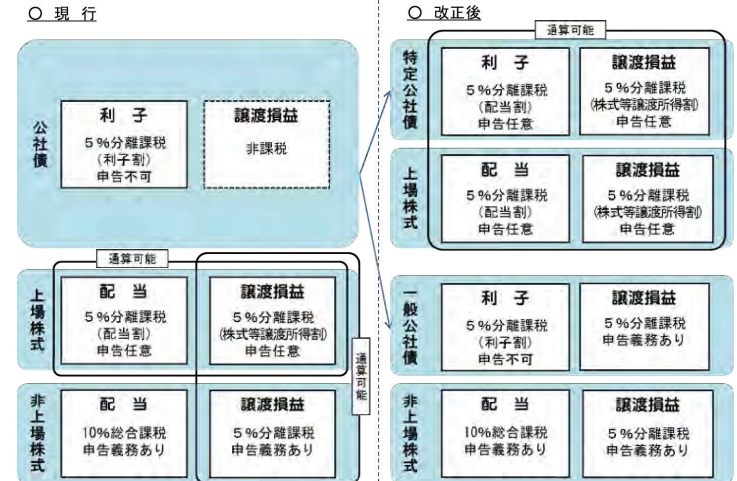
税制抜本改革法(抄)

第7条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税(二において「個人住民税」という。)をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

○ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大



今後の検討課題について

○令和3年度与党税制改正大綱(抄)

令和2年12月10日
自由民主党
公明党

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する。

○経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方(抄)

令和元年9月
税制調査会

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

また、金融所得については、これまで一体化の取組が進められてきており、他の所得と分離して比例的な税率で課税されている。今後の課税のあり方については、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、諸外国の税制も参考にしつつ、総合的に検討していくべきである。

第2回個人住民税検討会の ための報告

2021年8月30日
石田和之（関西大学）

報告の概要

1. 均等割
 1. 税率水準
 2. 超過課税
2. 課税最低限と非課税限度額
3. 金融所得課税
4. 課税単位

1.1 均等割の税率水準について

2

個人住民税均等割の税率改正の推移

区 分	昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度	平成10年度	平成16年度 ～ 25年度	平成26年度～	
市 町 村 民 税 標 準 税 率	①人口50万人以上の市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円		
	②人口5万人以上50万人未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円	3,500円
	③その他の市及び町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円		
市 町 村 民 税 制 限 税 率	①人口50万人以上の市	1,000円	900円	800円	2,200円	2,600円	3,200円	3,800円			
	②人口5万人以上50万人未満の市	750円	650円	550円	1,600円	2,000円	2,600円	3,200円			
	③その他の市及び町村	500円	400円	300円	1,000円	1,400円	2,000円	2,600円			
道府県民税 (標準税率)	—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	

(注1) 市町村民税の制限税率は平成10年度より廃止。

(注2) 復興財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの各年度の道府県民税及び市町村民税については、道府県民税均等割の標準税率は500円引き上げた1,500円と、市町村民税均等割の標準税率は500円引き上げた3,500円としている。

13

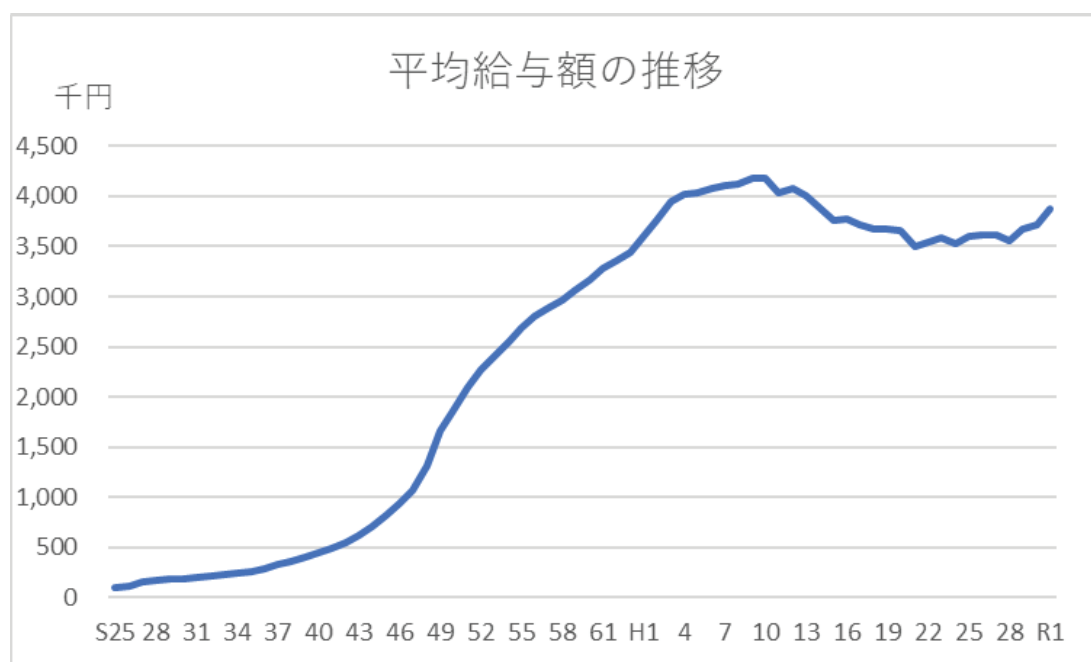
出所：第1回個人住民税検討会資料より

3

妥当な税率水準の検討の視点

- 基準年をいつにするかによって、印象が（結論も）変わる
- 過去の税制改正が妥当なものであったとすれば、直近の改正時を基準にすることがもっとも望ましいのではないか。
 - 改正時には、それなりの検討をしているはず
 - 均等割の税率については、平成16年度の税率変更時を基準にするのがよいのではないか
 - 平成26年度の税率引き上げは、令和5年度までの期限で復興財源確保のために実施する暫定的なもの

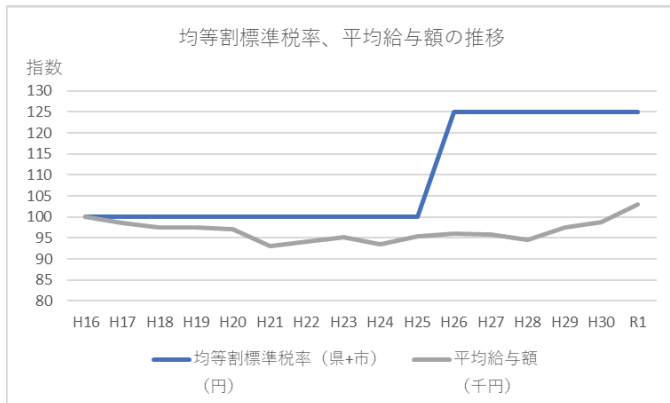
4



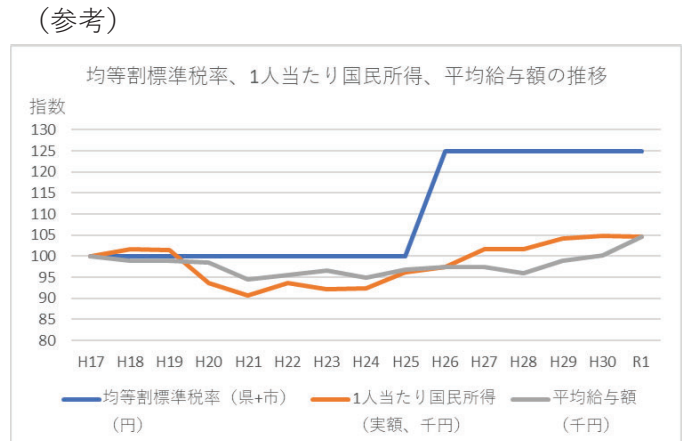
出所：国税庁「民間給与実態統計調査結果」より作成

5

均等割の税率水準について



基準：平成16年 = 100



基準：平成17年 = 100

出所：標準税率は個人住民税検討会第1回資料、平均給与額は国税庁「民間給与実態統計調査結果」、1人当たり国民所得は内閣府資料より作成。

6

結論

- 近年は1人当たり国民所得も平均給与額も増えているが、上昇の程度はわずかである。
- 現在の標準税率の水準は、令和5年度までの期限付きであり、その後は、平成16年度の水準に戻る。
 - 令和6年度からは、1人当たり1,000円の税率で、森林環境税（国税）が始まる。
- 現在の税率を引き上げる環境にはないと考えられる。

7

超過課税の現状

- 個人の道府県民税均等割において、多くの団体（37団体）で超過課税を実施している。
- これらは、すべて、森林環境保全や水源環境の保全・再生のための特定財源（いわゆる地方版の「森林環境税」）である。

- 地方税法では以下のように定めている。

第一条

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

第四条 道府県税は、普通税及び目的税とする。

2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

一 道府県民税

10

検討の視点

1. 個人住民税均等割は、税収の使途に制限のない普通税である。これの超過課税において税収の使途を特定することは、個人住民税を普通税とする地方税法の趣旨に合致するだろうか。
 - たとえば、固定資産税の超過課税をして、これを都市計画事業の特定財源とすることは認められるだろうか。
 - 逆に、入湯税（目的税）の超過課税を実施して、これを一般財源とすることはどうだろうか。
2. 地方版森林環境税の導入時とは異なり、現在では、国において森林環境税・森林環境譲与税が導入されており、一定の財源を付与されている。
 - 超過課税の理由（その財政上その他の必要があると認める場合）が、失われたといえないだろうか。

11

結論

- 現状の均等割超過課税方式による森林環境税は、次の2点から望ましくないので、期限到来をきっかけに廃止することを促す。
 - 道府県民税を普通税とする地方税法の趣旨に反する。
 - 現在では森林環境税（国）が地方への財源付与のために導入されており、当初の役割はなくなった。
- 地域の事情によって廃止できない（財源が必要）である場合は、均等割超過課税ではなく、新たに法定外目的税を創設すべき。

12

2. 課税最低限と非課税限度額

13

現状

世帯のタイプごとの課税最低限と非課税限度額の例

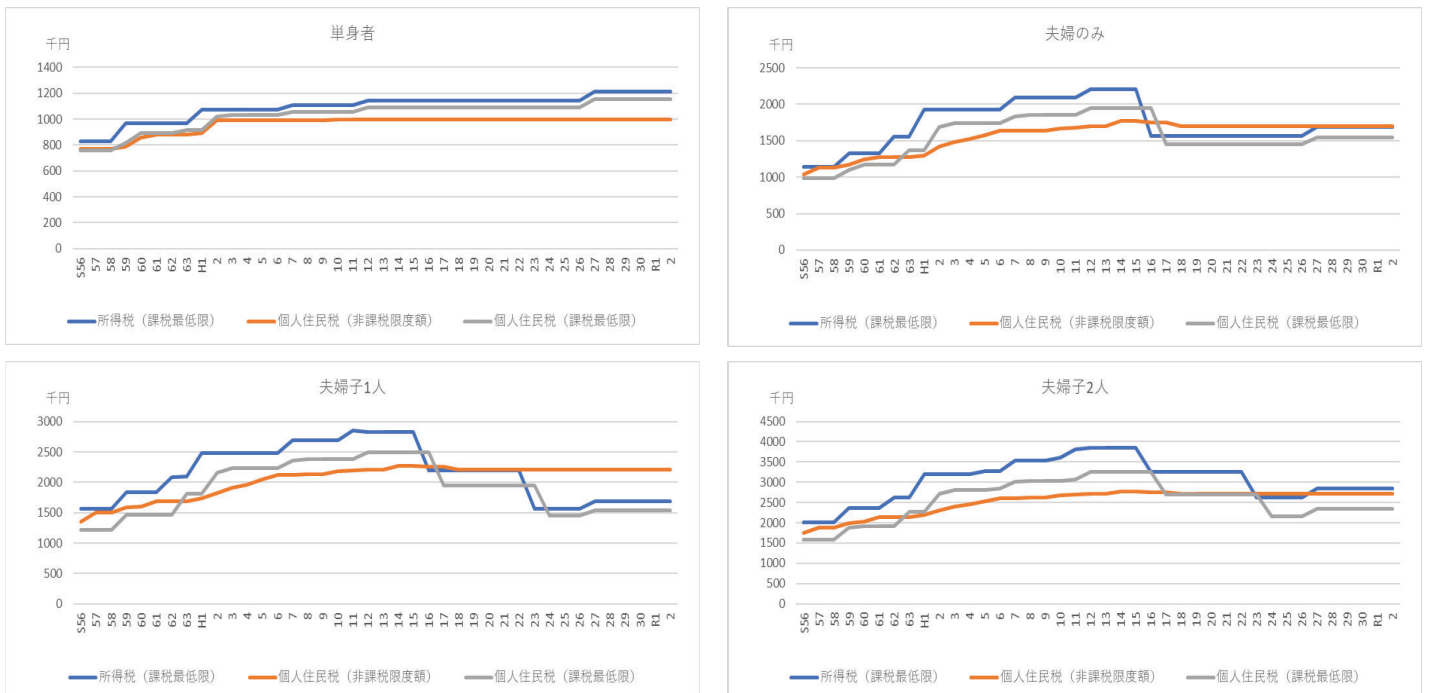
R2年		単位：千円			
		単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人
所得税の課税最低限		1,211	1,688	1,688	2,854
個人住民税	非課税限度額	1,000	1,700	2,214	2,714
	課税最低限	1,152	1,541	1,541	2,345

注：夫婦1人の場合の子供は中学生、夫婦2人の場合の子供は1人が中学生で、1人が大学生として計算。

出所：財務総合政策研究所「財政金融統計月報」（817号）2020年5月号より

- 単身者 所得税の課税最低限 > 個人住民税の課税最低限 > 個人住民税の非課税限度額
- 夫婦のみ 個人住民税の非課税限度額 > 所得税の課税最低限 > 個人住民税の課税最低限
- 夫婦1人 個人住民税の非課税限度額 > 所得税の課税最低限 > 個人住民税の課税最低限
- 夫婦2人 所得税の課税最低限 > 個人住民税の非課税限度額 > 個人住民税の課税最低限

課税最低限・非課税限度額の推移



出所：財務総合政策研究所「財政金融統計月報」（817号）2020年5月号より作成

検討の視点

- 世帯のタイプによって、課税最低限と非課税限度額の関係が異なるのは望ましくない。
 - 課税最低限・非課税限度額の制度の趣旨は、世帯のタイプによって異なるわけではない
- 当初（昭和56年度）は、すべての世帯タイプで、所得税の課税最低限 > 個人住民税の非課税限度額 > 個人住民税の課税最低限であった。
 - 個人住民税で、非課税限度額が課税最低限を下回ることは望ましくないのではないか。
 - 個人住民税の非課税限度額が所得税の課税最低限を上回るとはどのように理解したらよいのだろうか？

16

結論

- 個人住民税の非課税限度額を廃止して、課税最低限を以下のようにする。
 - 均等割の課税最低限 = 前年の生活扶助基準額
 - 所得割の課税最低限 = 前年の生活保護基準額
- この際、所得税の課税最低限 > 個人住民税の課税最低限の関係を維持することにこだわらない

17

3. 金融所得課税の簡素化

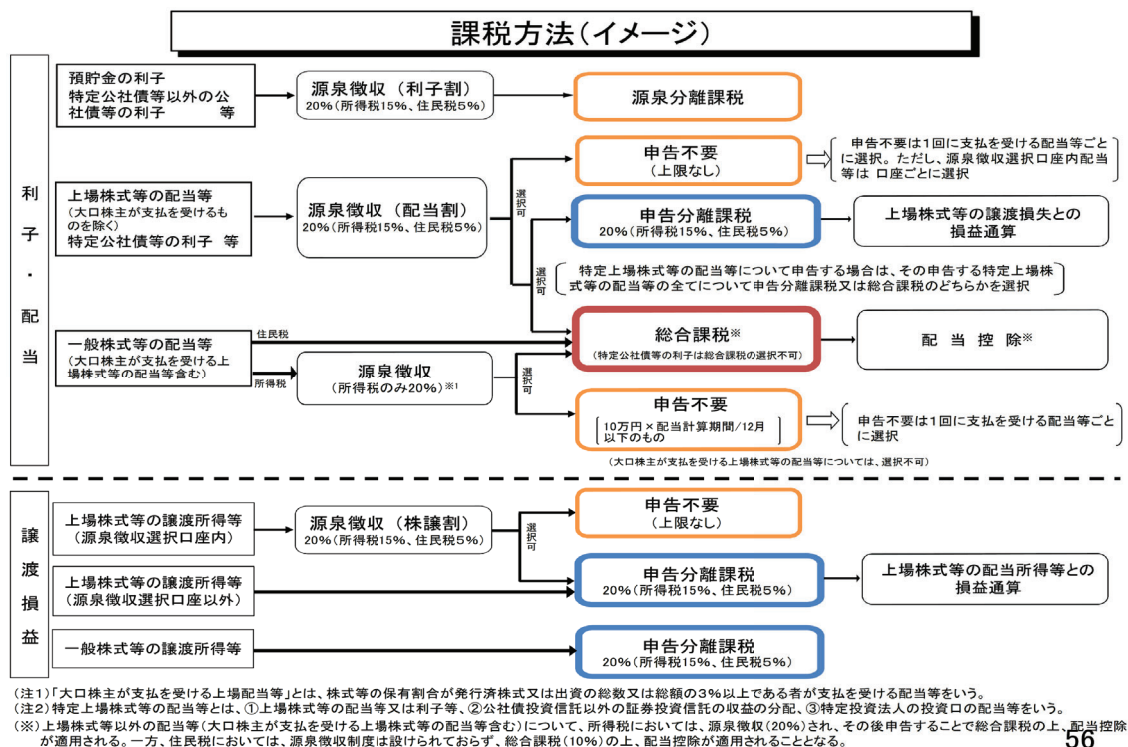
住民税における金融所得課税の概要

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
課税団体	都道府県 (金融機関所在地課税)	都道府県 (住所地課税)	都道府県 (住所地課税)
課税団体を都道府県にする理由	制度を極力簡素化して特別徴収義務者の事務負担を増大させないため		
課税地の考え方	金融機関所在地課税 <ul style="list-style-type: none"> 発生的大量性等利子所得の特異性を踏まえつつ、金融機関等の事務負担を小さくするため極力簡素な制度とすべきであること 金融機関所在地課税としても住所地課税とした場合の納税義務者と大半が一致するものと考えられること 当該都道府県内の金融機関等を利用していることから、その地域で何らかの行動を行い行政サービスを受用していることが推測されるため、住民税の負担分任の性格に合致すると考えられること 	住所所在地課税 <ul style="list-style-type: none"> 利子と比較して、配当は発生件数は少ないこと 株主名簿が存在し、法令に基づき適切に管理されているものと想定されることから、比較的性格に配当受取者の住所を特定することができること 所得割における配当割額控除との整合性 	住所所在地課税

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
納税義務者	利子の支払いを受ける者	株式の配当等の支払を受ける者	株式の譲渡の対価等の支払を受ける者
徴収方法	特別徴収		
申告と分離等の関係	一律分離課税 (所得税が分離課税となると、支払調書が提出されないため、課税所得を把握できない)	申告なし：配当割 申告あり：所得割（総合課税）+配当割控除（配当控除あり）または所得割（分離課税）+配当割控除（配当控除なし）	申告なし：株式等譲渡所得割 申告あり：所得割（分離課税）+株式等譲渡所得割控除
課税標準	利子等の額	配当等の額	譲渡所得等の額
税率	一定税率5% (事務費相当分1%を控除した後、5分の3を市町村交付金として交付)		
税率5%の考え方	所得割の税率におけるかつての最低水準5%（道府県民税2%、市町村民税3%）	上場株式等の譲渡所得等に係る所得割（分離課税）の基本税率5% 金融商品間の中立性の確保の観点 所得税の税率とのバランス	
交付金	利子割交付金	配当割交付金	株式等譲渡所得割交付金
市町村交付金の理由	基本的に都道府県及び市町村の共同の税源である		

出所：総務省資料などにより作成

20

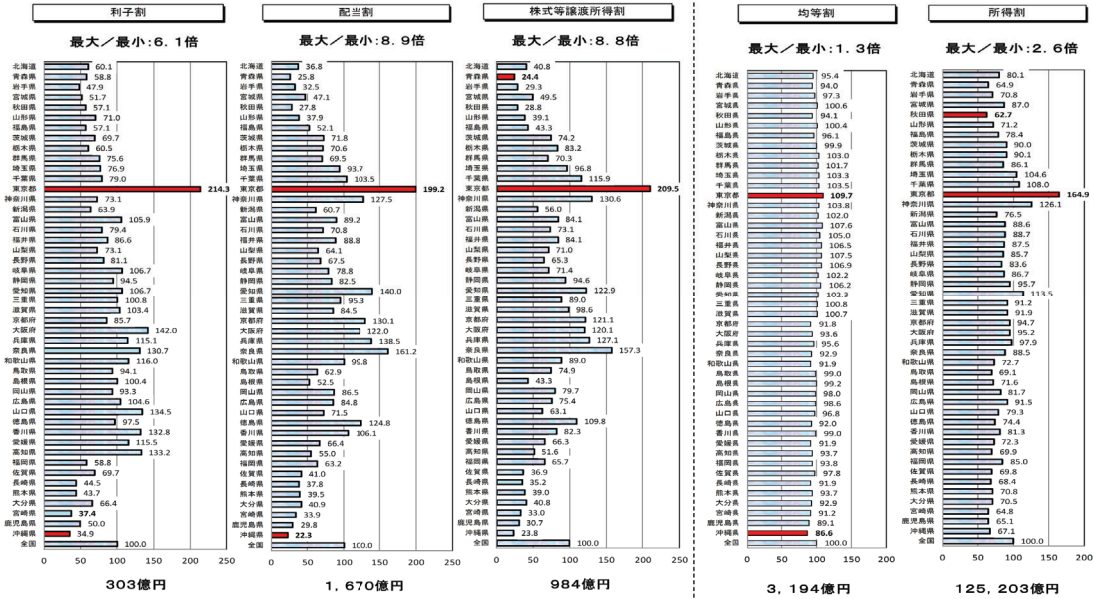


56

出所：第1回個人住民税検討会資料より

21

個人住民税における人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)



57

出所：第1回個人住民税検討会資料より

22

検討の視点

- 仕組みが複雑
 - この煩雑さは、市町村にとっても負担を増やす
- 地域間の税収格差が大きい
 - 地方法人二税の格差に近い水準
- 特別徴収義務者の事務負担への配慮から住所地税が徹底されていない
- 国：地方＝15：5という税率の割合は、国と地方の税源配分として、妥当か？
 - 地方分権の推進の観点からして、地方の取り分が1/3であるのは少ないのではないか。
 - 全体では、国税：地方税＝6：4であることからすれば、国：地方＝12：8くらいでよいのではないか？

23

結論

- 譲与税化する
 - 所得税とあわせて、国が徴収する（国に納税させる）
 - これによって、市町村、金融機関の事務負担を軽減する
 - 人口あるいは所得割税額を譲与基準として、都道府県、市町村に譲与
 - 税収のばらつきの解消
 - 簡素になる（たぶん）
 - そもそも所得税での仕組みが複雑であることは、所得税で何とかしてもらおう
- 併せて、地方の割合を引き上げる。
 - 譲与税化せずに地方の割合を引き上げると、税収格差が拡大する。

24

4. 課税単位

25

検討の視点

- 個人住民税だけでも世帯単位課税ができないか？
- 地方団体では、すでに多くの場面で世帯の所得を利用している（必要がある）
 - 生活保護、保育料、高等学校等就学支援金制度、高等学校授業料等減免制度、就学援助制度、公営住宅の入居・家賃など
- 世帯所得を基準として利用するのは、個人の所得ではなく、世帯の所得によって判断するのが公平であると考えられるから
- 同様に、地方団体が提供するサービスのための税負担も、世帯所得に応じた負担の仕組みが公平ではないか

26

世帯課税の効果

- 比例税率なので、世帯課税に変更しても、税負担額は変わらない
- 納税義務者が増える
 - 負担分任の考え方に合致する

27

第2回 個人住民税検討会

～今後の検討課題へ向けた一考察～

2021年8月30日

中京大学 経済学部
齊藤由里恵

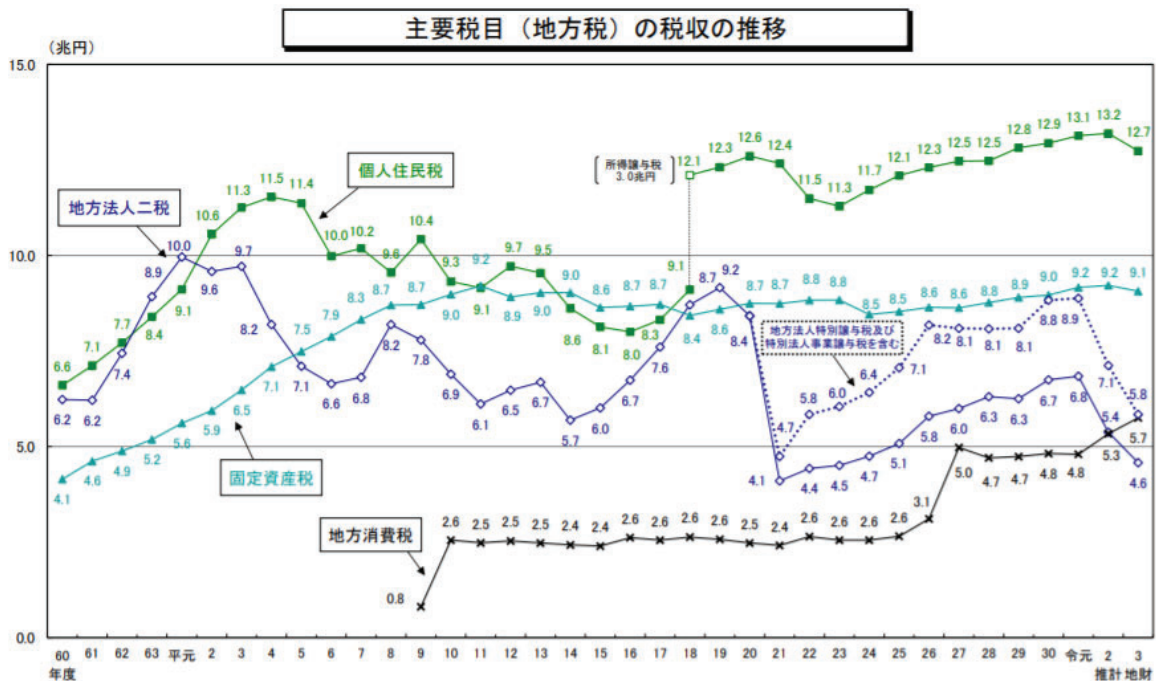
報告内容

- 地方税の偏在是正と税制改正
 - 主要税目の税収
 - 人口一人当たりの税収額の指数
 - (市町村別) 人口一人当たり地方税、財政調整後のジニ係数
- 新たなライフスタイルへにおける税の議論の必要性
 - 推進、進展する二地域居住
 - 地方団体における二地域居住の問題

地方税の偏在是正と税制改正

- 地方税
 - 安定性、普遍性
 - 地方団体
 - 地域住民の生活に密接な行政サービスの供給主体
 - 社会保障を担う部分も多い
 - 応益性
 - 負担配分の公平性
 - 公共サービスの対価を広く公平に分ち合う
- ⇒ 個人住民税の比例税化

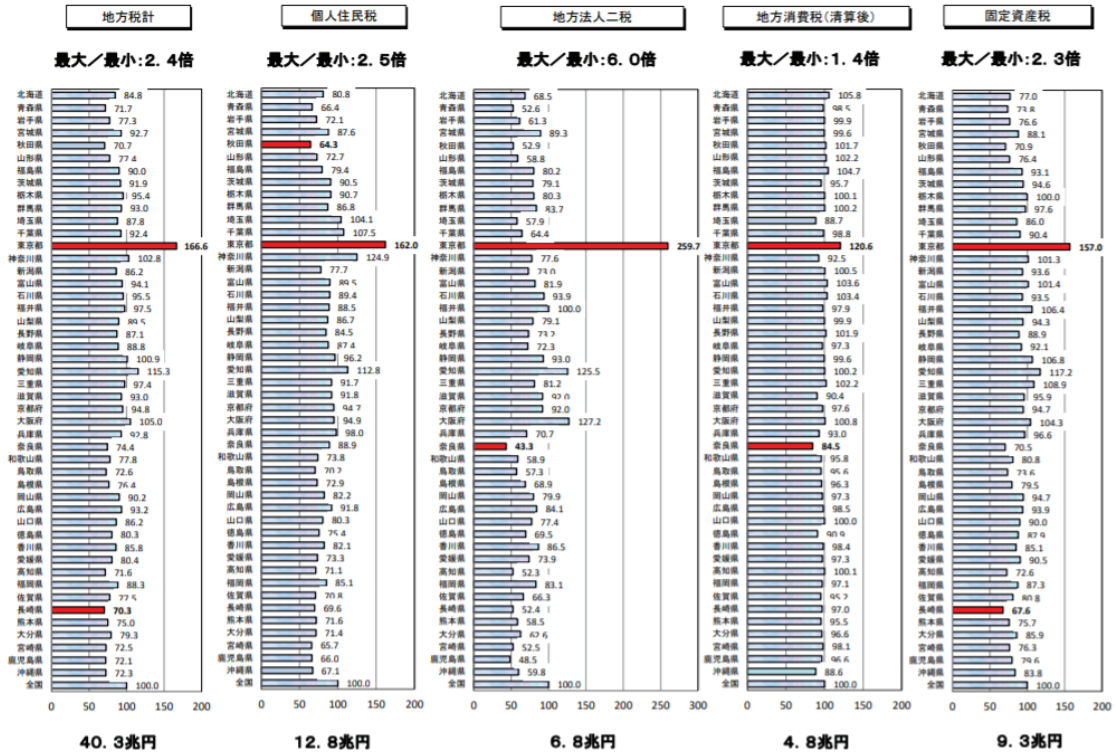
2



(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。
 2 令和元年度までは決算額、2年度は推計額 (R2:12時点)、3年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して課与されている地方法人特別課税(～R1)及び特別法人事業課税(R2～)を加算した額。
 (◎) 0.6兆円、(⊙) 1.4兆円、(⊚) 1.5兆円、(⊛) 1.7兆円、(⊜) 2.0兆円、(⊝) 2.4兆円、(⊞) 2.1兆円、(⊟) 1.8兆円、(⊠) 1.8兆円、(⊡) 2.0兆円、(⊢) 1.3兆円

3

人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)



4

(市町村別)
人口一人当たり地方税、財政調整後のジニ係数

2019年度(令和元年度)決算 1,718市町村(特別区除く)	ジニ係数
一人当たり地方税	0.200 (0.238)
一人当たり市町村民税	0.157
(財政調整後) 一人当たり地方税+地方交付税	0.327 (0.272)

* 括弧内は2005年度決算(1,821市町村(特別区除く))

* 総務省「市町村別決算状況調」データより作成

5

地方税の偏在

- 税制改正によって地方税の偏在は是正されている
- 特に市町村民税の偏在（格差）は小さい
 - ⇒ 広い税負担、普遍性の観点からも、行政サービスを担う財源として果たす役割は大きい

6

新たなライフスタイル ～二地域居住促進の取組～

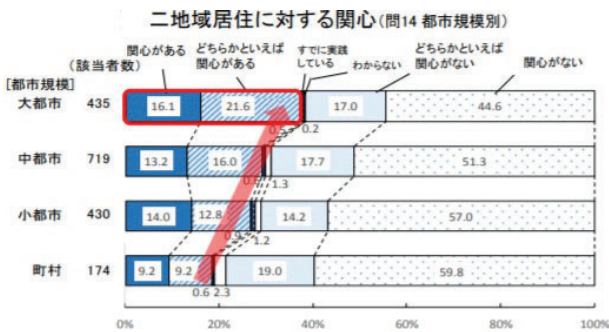
「二地域居住人口」拡大の取組

- 国土交通省（2005）「二地域居住人口研究会」2005年
 - 農山漁村等のゴミ処理費用等の二地域居住者の費用負担（住民税、ゴミ処理の有料化等）、二地域での公共料金負担等のあり方の検討
- 国土形成計画（2015）「地方移住、二地域居住等の促進による東京一極集中の是正」
- 総務省（2021）「二地域居住関連施策」への特別交付税措置
- 国土交通省（2021年3月）「全国二地域居住等促進協議会」発足

7

新たなライフスタイル ～二地域居住のニーズ～

- 国土交通省（2015）「国土形成計画の推進に関する世論調査」



(出所) 国土交通省（2015）「国土形成計画の推進に関する世論調査」より引用

- リクルート（2020）

- 「東京都民が移住・二拠点居住したいエリアランキング調査」
 - 新型コロナウイルスの感染拡大で「地方移住、二拠点居住への関心が生まれた・高まった」52%
- 「デュアルライフ（2拠点生活）に関する意識・実態調査」
 - 「二拠点生活への意向者」27.4%（2018年11月 14%）

8

地方団体における二地域（複数地域）居住の問題

- 基礎自治体
 - 住民生活に欠かせないインフラ整備
 - ゴミ処理
 - 上水道
 - 下水道
 - 消防
 ⇒ 居住者増となれば、費用増
利用者負担（料金）に転嫁できるもの、できないものがある
 - 国民健康保険、介護保険
 - ⇒ 規模が小さい保険者は影響を受ける可能性もある

* 行政サービスの負担配分が公平に求められるべき…？！

9

非住所地への課税

・「家屋敷課税」

個人住民税の非住所地に係る均等割課税(いわゆる「家屋敷課税」)について

現行制度

市町村内に住所を有しない個人であっても、当該市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負う。

(1) 納税義務者

- ① 道府県民税: 都道府県内に家屋敷等を有する個人で、当該家屋敷を有する市町村内(※)に住所を有しない者
- ② 市町村民税: 市町村内(※)に家屋敷等を有する個人で、当該市町村内(※)に住所を有しない者

※ 特別区及び政令指定都市の区域は、一つの市の区域とみなされる。

(2) 税率

- ① 道府県民税: 年額1,500円
 - ② 市町村民税: 年額3,500円
- ※ 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(3) 非住所地に係る均等割課税(以下「家屋敷課税」という。)の対象

- ① 事務所、事業所
事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所(自己の所有に属するものであるか否かを問わない。)
- ② 家屋敷
自己又は家族の居住の用に供する目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅
※ 例: 別邸、別宅、単身赴任中に妻子が住む住宅等

家屋敷課税の課税状況(令和二年度当初課税)

- (1) 納税義務者数: 221,665人
 - (2) 税収額: 約7.8億円
- ※ 令和2年度課税状況調より

10

非住所地への課税

・「別荘等所有税」(静岡県熱海市)

課税団体	静岡県熱海市
税目名	別荘等所有税(法定外普通税)
課税客体	主として保養の用に供する家屋又はその部分等(以下「別荘等」という。)
課税標準	別荘等の延面積
納税義務者	別荘等の所有者
税率	1平方メートルにつき 年額 650円
徴収方法	普通徴収
収入見込額	(初年度) 529,796千円 (平年度) 528,180千円
非課税事項	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区
徴税費用見込額	年間約 17,217千円
課税を行う期間	5年間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)

11

新たなライフスタイル ～望ましい税制の議論～

- 地方税は行政サービスの会費
- 行政サービス、特にインフラ整備は固定費が莫大
- 生活に必要不可欠なインフラ整備
 - 安定性、普遍性、応益性の観点から、
個人住民税への課税は検討できる (かもしれない)
 - 応益性、簡素の観点から、
納税先を複数に分散させる方法は望ましくない (のでは)

これまでの税制の枠組みを超えた議論の必要性

(参考)

第2 個人住民税の

現年課税化に関する資料

個人住民税の現年課税化について

令和2年度 個人住民税検討会における意見

(1) 企業の事務負担

- ・ 所得税の年末調整の電子化で導入されるソフトウェアの入力支援機能を充実させることで個人住民税の年末調整を同時に行うことが可能となり、マイナンバーの利用率にもよるが、企業の事務負担も一定程度は軽減可能になるのではないかと。
- ・ 個人住民税においても、所得税のいわゆる年調ソフトを使用した年末調整を参考に、eLTAX のシステム改修により特別徴収義務者の事務負担を軽減し、年末調整を行うことが可能ではないかと。
- ・ 個人住民税の現年課税化によって、企業が実質的に徴税の代わりにほとんど全てすることになり、今まで以上に課税の事務負担を企業に依存することとなる。働き方の多様化が進む中で収入源が複数ある人たちも出てきており、電子化でどこまで簡単になるのだろうか。
- ・ 所得税の年末調整の仕組みは源泉徴収義務者に過度な負担を強いており、この仕組みを簡素化することが必要ではないかと。
- ・ 電子化などによる事務負担の軽減は見込まれるものの、企業におけるシステム改修やマイナンバーの管理コストが生じ、個人住民税の年末調整作業により事務負担が増加することが懸念される。また、副業やふるさと納税により自ら確定申告する者も増加しており、企業がそれらを把握することは困難である。
- ・ 毎年の消費税の影響調査では、ほとんどの中小企業の経理事務は1人、売り上げ1億円超の企業も半分は1人という状況であった。こうした中で、デジタル化の重要性も理解するが、事務負担の増加を懸念する声も聞かれた。
- ・ 年末調整による事務負担の増加については現年課税化に向けた移行における問題ではなく、完全に自動化されない限り、計算結果の検証など、事務負担は相当かさむことになる。

(2) 1月1日現在の住所の把握

- ・ 企業におけるアンケートは、住所地の把握が容易になった場合を前提としたものだが、こうした仮定においても懸念が出ている。住所地の把握など現実の下で運用されると難しいと思うので、少し慎重に検討していく必要がある。
- ・ 各源泉徴収義務者が従業員の1月1日現在の住所を把握することは不可能とは言えないので、従業員の利便や年末調整の電子化による全体の事務軽減の程度等を比較考量して議論できると良い。

令和2年度 個人住民税検討会における意見

(3) 地方税共通納税システムの活用

- ・ 地方税共通納税システムの発展によって現年課税化が現実的になっており、事務負担の軽減についての詳細な検討が加えられてきたことによって、所得税方式についての現実性が増している。
- ・ 現年課税化の検討において、地方税共通納税システムが動き出したことは大きなステップであり、地方税共通納税システムで出来ること・出来ないことを把握することが直近の課題である。
- ・ 企業が地方税共通納税システムを通じて納税する際、将来的には、企業が市町村ごとに振り分けて納税するのではなく、マイナンバーを活用することにより各従業員の1月1日住所地を把握し、企業が一括して納税することも考えられるのではないかと。

(4) 市町村における還付事務

- ・ 市町村における還付事務において、還付先の口座を把握することは大事であり、金融機関側のシステムから突出合出来ている正確な本人口座情報が提供されると、大幅に事務負担は軽減され、納税者の利便性は向上する。
- ・ 還付・徴収事務はマイナンバーに紐付けられた個人口座で行うことが望ましい。
- ・ マイナンバーと個人の口座が紐付けば、自治体と納税義務者の間で還付手続がスムーズに行くのではないかと。

(5) 課税データを活用している各種制度への影響

- ・ 現年課税化後も個人住民税の確定時期が5月から6月辺りとする、各種社会保障制度への影響はあまりないと考えられるが、超過課税や減税を実施している地方団体においては、追徴・還付がほぼ漏れなく発生することとなり、課税事務そのもののスケジュールに影響が出る可能性がある。
- ・ 課税データを活用している各種制度への影響については、賦課課税方式にせよ申告納税方式にせよ、マイナンバー制度の普及と活用によって対応可能である。

(6) 所得税方式について

- ・ 個人住民税について所得税方式を採用した場合、個人住民税の課税は申告納税方式・賦課課税方式のどちらか、企業は特別徴収義務者・源泉徴収義務者のどちらか、納税義務の範囲、賦課課税方式のままで税額が確定していない状態で年末調整することをどのように捉えるのか、といったところについて、今後整理が必要である。
- ・ 生命保険料の支払額は年末までの見込みであるため、その後に解約等があれば再年末調整が必要となる。また、扶養が外れることにより扶養控除や配偶者控除が変わることもある。このように、年末調整で一時的に税額を確定させることは難しいのではないかと。海外には年始調整を行っている国もある。

2

令和2年度 個人住民税検討会における意見

(7) 個人住民税の確定申告

- ・ 現年課税化への切り替えにおける負担を誰が負うのかが焦点になる。納税義務者の負担は増えるが、確定申告をすることは納税意識を高めるというところにおいては重要なのではないかと。
- ・ 企業が現年課税化に伴ったすべてを負担することは難しいと考えると、納税義務者に個人住民税の確定申告を行っていただくことも考えられる。

(8) 現年課税化への移行に伴うコスト等

- ・ デジタル化によって事務負担の課題を解決していく方向は理解できるが、企業や自治体のコストや手間を考えると、少しずつ現年課税化に移行していくとコストが掛かるので、ある時点で一気に移行することが考えられる。
- ・ 短期的には事務負担が大きくなるが、長期的には、いかなる給与の変動にも対応できる税制を目指すということを国民的議論としていく必要がある。
- ・ 事業者、行政ともに新たな事務負担というものをどう考えていくのか、社会コストをどう考えるのかということと、現年課税化が社会全体の効率化にどれだけ意義があるのかということと、ほかの仕組みとの整合性や効率化を踏まえて検討していくべき。
- ・ 企業の給与システムの改修は移行における問題であるが、システム改修のコストが掛かって、別の面で事務が簡素化・効率化されることによるメリットがあれば企業として特段不満はない。
- ・ マイナンバーとの連携が不可欠であると考えますが、現状ではマイナポータルへの開設は増えていない。データと紙の混在によって負担が増えないように、やるなら徹底的に電子化する必要がある。

(9) その他

- ・ 現年課税化の検討においても、公平性がキーワードであり、現年課税化への切り替えに必要なのは電子化である。働き方の多様化によって、転職する方、収入を複数持つ方も多く、電子化やマイナンバーの紐付けがより重要となる。
- ・ 年末調整の電子化が進んでも全てのことが早くなる訳ではなく、例えば、マイナポータルへ医療費関係データが入力される時期は2月中旬である。もともとタイトな期間に色々なことをやるのは難しいので全体的にスケジュールを後ろ倒しすべき。

5 今後の検討について

本検討会においては、これまでの検討会での議論を踏まえつつ、年末調整の電子化、地方税共通納税システムの活用、マイナンバーと個人口座の紐付けがそれぞれ実現したと仮定した場合の企業、市町村、納税義務者における現年課税化に向けた課題についての発表や議論が行われた。

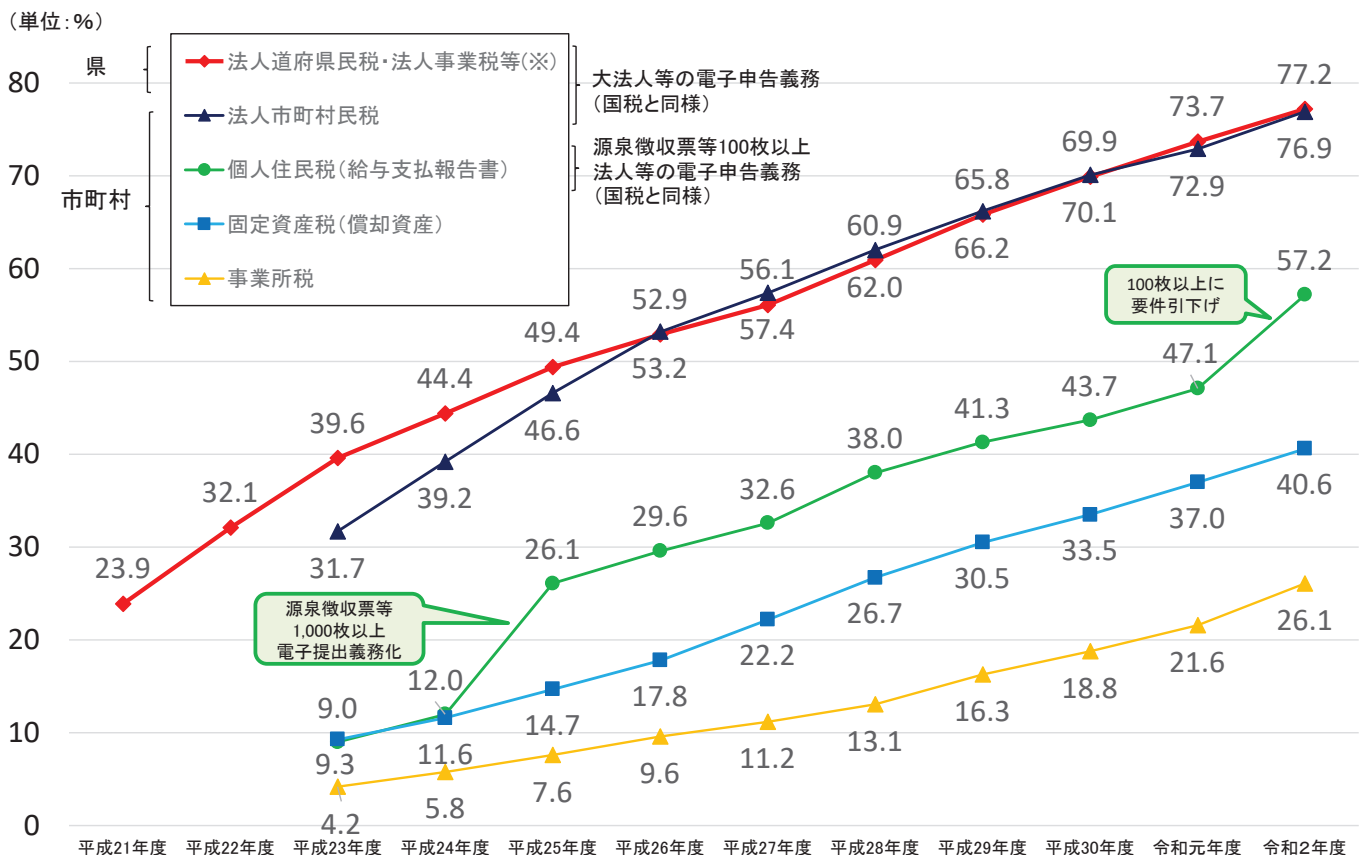
議論の中で、地方税共通納税システムの導入により現年課税化の現実性が高まったという意見やマイナンバーと個人口座の紐付けによって市町村の還付事務の負担軽減が図られるといった意見があった一方で、デジタル化が進展してもなお、企業において新たに個人住民税の年末調整事務を行う場合の事務負担の増加を懸念する意見が少なくなかった。

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。

また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題についても引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与えることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要である。

4

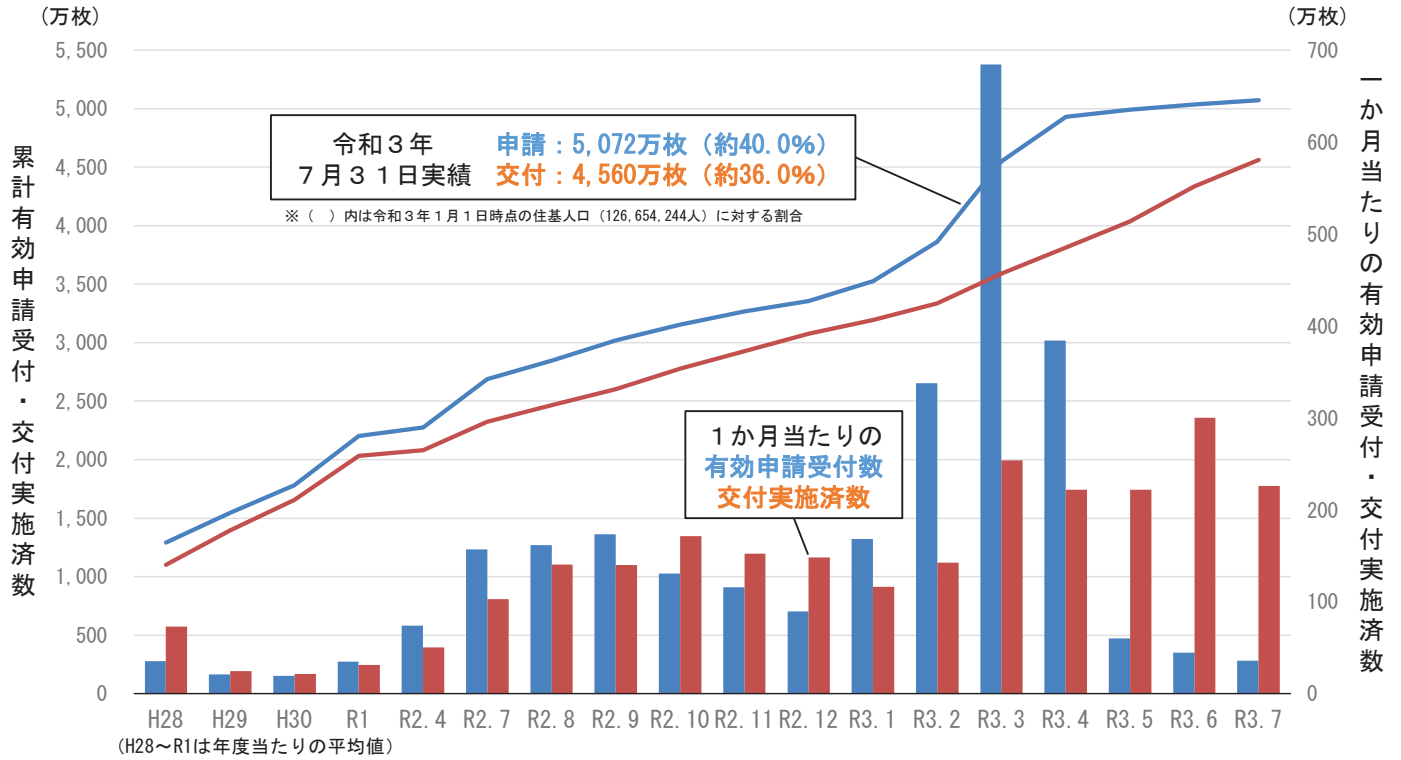
地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移



※地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。

マイナンバーカードの申請・交付状況

- カード未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付やマイナポイント事業の拡充等により、令和3年2月以降申請が急増し、令和3年7月31日時点で、申請数は約5,072万枚となった。
- また、交付数についても、市町村の交付体制の強化等により、約4,560万枚となり、引き続き普及促進に取り組む。

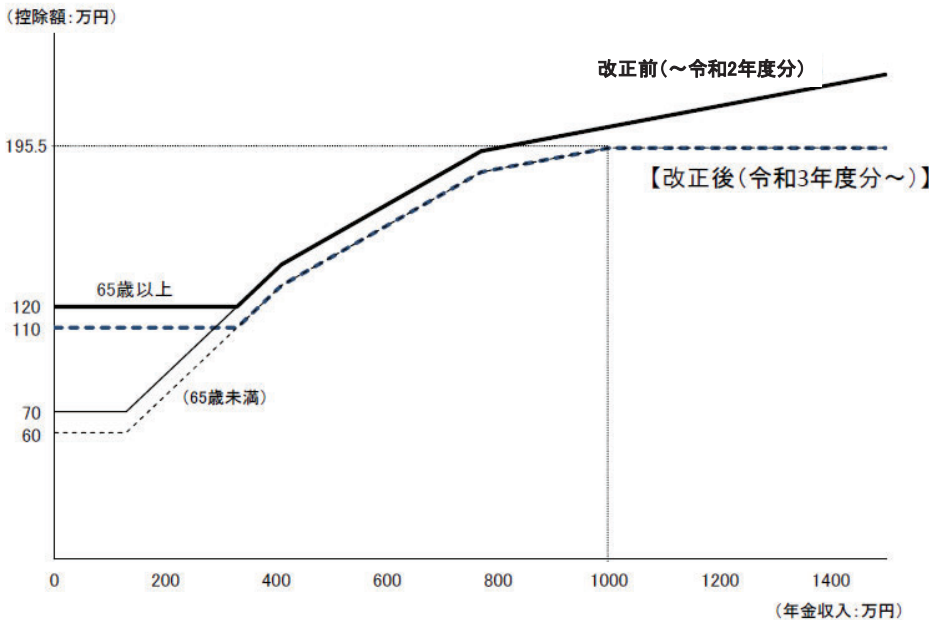
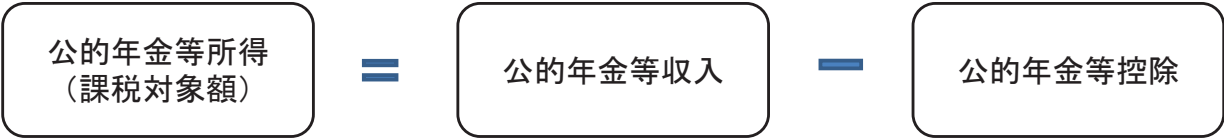


(参考)

第3 公的年金等控除における
合計所得金額に関する資料

公的年金等控除における 合計所得金額について

公的年金等控除の概要



公的年金等控除額

【改正前(～令和2年度分)】

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除	50万円
②定率控除 (定額控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
720万円を超える部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	120万円
65歳未満の者	70万円

【改正後(令和3年度分～)】

〔①+②〕又は③の大きい額

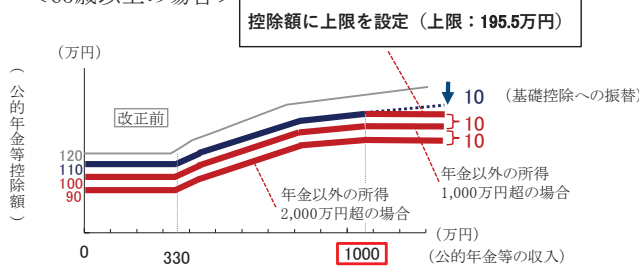
①定額控除	40万円
②定率控除 (50万円控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	110万円
65歳未満の者	60万円

〔注〕年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

【改正後】基礎控除を10万円引き上げる(給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替。)

- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度。
- 公的年金等控除について、
 - ① **公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。**
 - ② **年金以外に特に高額の副収入（1,000万円超：0.5%）がある年金受給者の控除額を引き下げる。**

<65歳以上の場合>



- (注) 65歳未満の場合、最低保障額（改正前70万円）は、
- ・ 基礎控除への振替により60万円、
 - ・ 年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、
 - ・ 年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

<公的年金等控除の見直し(令和3年度分)>

次の定額控除の額及び定率控除の額の合計額（その合計額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額）

- ・ 定額控除 40万円（30万円）〈20万円〉
- ・ 定率控除 【50万円控除後の公的年金等の収入金額】
 - 360万円以下の部分 25%
 - 360万円超720万円以下の部分 15%
 - 720万円超950万円以下の部分 5%
- ・ 最低保障額
 - 65歳未満 60万円（50万円）〈40万円〉
 - 65歳以上 110万円（100万円）〈90万円〉

※（ ）内の金額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下である場合であり、〈 〉内の金額は、2,000万円超である場合である。

2

参照条文(所得税法)

(雑所得)

- 第三十五条** 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。
- 2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。
- 一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
 - 二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額
- 3 略
- 4 第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- 一 その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（次号及び第三号において「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」という。）が千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が六十万円に満たない場合には、六十万円）
 - イ 四十万円
 - ロ その年中の公的年金等の収入金額から五十万円を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - (1) 当該残額が三百六十万円以下である場合 当該残額の百分の二十五に相当する金額
 - (2) 当該残額が三百六十万円を超え七百二十万円以下である場合 九十万円と当該残額から三百六十万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額との合計額
 - (3) 当該残額が七百二十万円を超え九百五十万円以下である場合 百四十四万円と当該残額から七百二十万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額
 - (4) 当該残額が九百五十万円を超える場合 百五十五万五千元
 - 二 その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が千万円を超え二千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円に満たない場合には、五十万円）
 - イ 三十万円
 - ロ 前号ロに掲げる金額
 - 三 その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が四十万円に満たない場合には、四十万円）
 - イ 二十万円
 - ロ 第一号ロに掲げる金額

参照条文(地方税法)

(所得割の課税標準)

第三百十三條 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、同法第六十條の二から第六十條の四までの規定の例によらないものとする。

3～16 略

(退職所得の課税の特例)

第三百二十八條 第二百九十四條第一項第一号の者が退職手当等（所得税法第九十九條の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下本款において同じ。）の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第三百十三條、第三百十四條の三及び第三百十八條の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本款に規定するところにより、当該退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在の市町村において課する。

4

現状と課題

- 平成30年度改正において、公的年金等控除を合計所得金額に応じ て判定する仕組みが創設され、個人住民税においても、令和3年度 課税以降、公的年金等控除の算定のため、退職所得を含めた合計所 得金額を把握する必要がある。
- これは、公的年金等控除が所得計算上の控除であり、地方税法上 に特別の定めがなく、所得税の例によることとされていることによ るもの。
- 市町村においては、確定申告書等により、当該合計所得金額を把 握することは可能ではあるが、今年度に入って、退職所得を把握す るのに相当の労力がかかるとの意見が寄せられている。